

米国同時多発テロと 中小企業政策に関する調査

2002年5月

中小企業総合事業団ニューヨーク事務所

はじめに

2001年9月11日にニューヨーク・シティ（NYC）のワールド・トレード・センター（WTC）とバージニア州北部のペンタゴン（国防総省）を襲った米国同時多発テロ（以下、“9/11テロ”という。）は、米国経済を支える中小企業にも大きな影響を与えた。特に、テロ以前は約63万人以上の雇用者を保持し、米国のみならず世界の金融の中心として機能していたNYCのロアー・マンハッタンへの被害には図りしれないものがあったといえる。またテロによる被害は、攻撃対象となったNYCばかりでなく、他の主要都市、更には米国全体における中小企業へも大きな影響を及ぼしている。本報告書では、9/11テロにより中小企業が受けた被害の実状を明らかにするとともに、ブッシュ政権、ニューヨーク州、NYC、更には非営利団体を含む民間セクターにおける中小企業の支援政策について包括的な分析を行なっている。

第1章では、9/11テロによる中小企業に対する被害の実状を把握するため、全米独立企業連盟（NFIB）が実施した調査を詳細に分析している。

第2章では、現在の第107議会において成立した9/11テロ関連法及び審議中の法案について詳述している。

第3章では、連邦政府において、テロの被害を受けた中小企業対策の中心的な役割を果たしている中小企業庁（SBA）と連邦緊急管理局（FEMA）を取り上げ、一般的な災害支援対策の概要を紹介するとともに、特に9/11テロに対する支援プログラムを考察した。

第4章では、ニューヨーク州政府レベルにおける取組みを概観する。特に、同州でテロの被害の復興活動の中心である、エンパイヤー・ステート開発公社（ESD）の活動を分析した。

第5章では、NYCが中小企業へ提供している財政支援プログラム、「NYCロアー・マンハッタン・ビジネス維持助成プログラム」の概要を簡単に紹介している。

第6章では、連邦政府やニューヨーク州、NYC以外で、9/11テロにより被害を受けた中小企業を支援する主要な民間団体や非営利団体、及び政府機関を含む複数の団体によるパートナーシップによる取組みを概観する。

目次

第1章 9/11 テロと米国中小企業への影響	1
1.1 全米独立企業連盟による調査	1
1.1.1 中小企業の経営全般に対する影響	1
1.1.2 セキュリティとビジネス・トラベルに対する影響	6
第2章 9/11 テロに関する立法活動	11
2.1 経済安定回復法	11
2.2 国防歳出法と STAR ローン・プログラム	13
2.3 中小企業緊急支援回復法	14
第3章 連邦政府における中小企業の支援対策	15
3.1 中小企業庁による災害支援	15
3.1.1 SBA の概要	15
3.1.2 SBA の一般的な災害支援プログラム	16
3.1.3 9/11 テロによる被害に対する中小企業支援策	20
3.1.3.1 「経済的損害災害ローン」の拡大	20
3.1.3.2 「軍予備兵経済的損害災害ローン」の拡大	20
3.1.3.3 「STAR ローン・プログラム」	20
3.1.3.4 旅行会社への支援	22
3.2 連邦緊急管理庁による災害支援	23
3.2.1 FEMA の概要	23
3.2.2 FEMA の災害支援プログラム	23
3.2.3 9/11 テロによる被害に対する中小企業支援策	24
第4章 ニューヨーク州政府における中小企業の支援対策	25
4.1 「ニューヨーク州アクション・プラン」	25
4.1.1 アクション・プランの概要	25
4.1.2 6つのビジネス支援策と費用配分	27
4.1.3 6つのビジネス支援策の概要	28
4.1.3.1 経済的損失に対する補償	28
4.1.3.2 中小企業の復旧に対する技術的支援	32
4.1.3.3 ビジネスの維持と誘致	32
4.1.3.4 ビジネス情報の提供	33

4.1.3.5	インフラストラクチャの再構築.....	33
4.1.3.6	運営管理.....	34
4.2	ニューヨーク州労働局による雇用対策.....	34
4.3	NY パワー・オーソリティによる電力供給.....	35
第5章	 ニューヨーク・シティにおける中小企業の支援対策.....	36
5.1	「NYC ロアー・マンハッタン・ビジネス維持助成プログラム」.....	36
第6章	 民間その他の団体における中小企業支援プログラム.....	37
6.1	財政支援プログラム.....	37
6.1.1	長期的な財政支援プログラム.....	37
6.1.1.1	NYC パートナーシップ.....	37
6.1.1.2	Seedco.....	38
6.1.2	低利ローン.....	39
6.1.2.1	ACCION.....	39
6.1.2.2	地域経済開発支援公社.....	40
6.1.2.3	ルネッサンス経済開発公社.....	41
6.1.2.4	ワシントンハイツ・インウッド開発公社.....	41
6.1.2.5	ロアー・イーストサイド・ピープルズ連邦信用組合.....	42
6.1.3	民間金融機関による中小企業支援プログラム.....	42
6.1.3.1	フリート銀行.....	42
6.1.3.2	HSBC 銀行.....	42
6.1.3.3	ニューヨーク銀行中小企業回復センター支援パッケージ.....	43
6.2	経営支援プログラム.....	44
6.2.1	ReSTART Central.....	44
6.2.2	ビジネス・アウトリーチ・センター・ネットワーク.....	46
6.2.3	ニューヨーク・ロースクール.....	46
6.3	オフィス・スペース及びオフィス・サプライの提供.....	47
6.3.1	NY ソフトウェア産業協会.....	47
6.3.2	ブルックリン商工会議所.....	48
6.4	その他のサービス提供団体.....	50
6.4.1	CRAIN'S New York Business.....	50

図表目次

図表 1	リバティ・ゾーン	12
図表 2	SBA の 4 つの任務	15
図表 3	SBA の災害支援戦略	16
図表 4	SBA の「災害ローン・プログラム」	18
図表 5	FEMA の災害支援プログラム	23
図表 6	NYC の経済回復のための 3 ステップ	26
図表 7	NYC におけるビジネス復旧と経済再生への主要なアプローチ	27
図表 8	「アクション・プラン」の内訳	28
図表 9	「ブリッジ・ローン・プログラム」の参加金融機関	30
図表 10	WTC 周辺のビジネス復旧エリア	31
図表 11	リバティ・ゾーンとリサージェンス・ゾーン	35
図表 12	オフィス・スペースを提供する企業のリスト	47
図表 13	オフィス・サプライを提供する企業のリスト	48
図表 14	「Space Bank」のサイト	49
図表 15	CRAIN'S での中小企業情報の登録サイト	50

第1章 9/11 テロと米国中小企業への影響

この章では、9/11 テロが米国の中小企業に与えた影響の実態を把握することにより、次章以下における官民両セクターの取組みへの考察を深めることを目的としている。この章における記述は、全米独立企業連盟（National Federation of Independent Business）が会員を対象として実施した調査、「Small Business and the Aftermath of September 11 – An NFIB Update」を参照している。

1.1 全米独立企業連盟による調査

全米独立企業連盟（NFIB: National Federation of Independent Business）¹は2001年10月23日、ビジネス・ローンの獲得、セキュリティ対策、ビジネス・トラベルなどに関して、9/11 テロが米国中小企業に与えた影響の調査結果を発表した²。調査の回答者はNFIB会員中小企業で、（1）米国全体の中小企業（400社）、（2）観光客の減少により特に被害を受けた中小企業（69社）³、（3）別途インタビューを行なったニューヨークシティ（NYC）の中小企業（300社）、（4）全米の主要都市における中小企業（157社）の4つに類別されている。



1.1.1 中小企業の経営全般に対する影響

要旨

全体的な売上げの低下やその回復の遅さ、労働力の縮小、投資のキャンセル・延期などに見るように、中小企業は、9/11 テロにより経営全般に大きな被害を受けている。特に観光客の減少により影響を受けた中小企業や NYC に拠点を構える中小企業がテロの被害の矢面に立っている。中には、このような経営難に喘ぐ中小企業がビジネス・ローンを取得しにくくなっているという状況も現れており、中小企業全体としては、政府による更なる財政支援を期待しているといえる。

¹ NFIB は、中小企業に関する米国で最大の中小企業に関する業界団体で、米国業界団体の中でも非常に強力なロビー力を持っている。1943年の設立以来、弁護士などの独立プロフェッショナル、サービス業者、小売業者、卸売業者、農家など60万人もの会員を抱える団体に成長しており、近年では中小企業を擁護する選挙候補者を支援したり、司法システムにおける中小企業の利益を代表するためにNFIB法律財団（NFIB Legal Foundation）を設立するなど、その活動範囲を拡大している。

² 2001年10月11日現在のもの。

³ 全体400社の17.3%（69社）が「観光客の減少により直接影響を受けている」と答えている。

【質 問】 テロ攻撃により、売上げは高くなっているか、低くなっているか、それともテロ前と同じ水準か？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
高くなった	5.0	7.2	4.3	4.5
低くなった	34.0	53.6	64.7	35.7
主としてテロが原因	21.5	39.1	46.3	22.9
主としてその他の理由が原因	3.0	4.3	4.3	2.5
両方	7.8	10.1	10.1	8.2
N/A	1.8	-	0.3	1.9
同じ水準	57.5	37.7	28.7	54.1
N/A	3.5	1.4	3.3	5.7

全体の 34% は、「9 月 11 日以降売上げが低下した」と答えている。そのうちの約 3 分の 2 (21.5%) は、「売上げ低下の主たる原因はテロである」としており、「テロは大きな原因のうちの 1 つである」と答えたもの (3.0%) を大きく上回っている。特に観光客の減少により影響を受けた中小企業における売上げの低下の比率 (53.6%) は、全体のそれよりも大きなものとなっている。また、NYC の中小企業はテロによる売上げ低下の被害を最も直接的に受けており、全体に比べて 2 倍近い比率 (64.7%) で売上げの低下を招いている。

【質 問】 売上げは、先週 (10 月初旬頃に該当) 回復し始めたか？もしそうなら回復の幅は大幅なものか、それともわずかなものか？また、もし回復していない場合、落ち込んでいるのか (大幅なものか、わずかなものか)？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
大幅に回復した	8.8	11.6	3.7	8.3
わずかに回復した	37.4	46.4	47.0	30.6
回復していない	46.8	39.1	46.3	50.3
落ち込んでいない	32.5	18.8	31.7	36.3
少し落ち込んだ	9.5	11.6	8.3	12.7
大幅に落ち込んだ	3.5	7.2	5.3	1.3
N/A	1.3	1.4	1.0	-
N/A	7.3	2.9	3.0	10.8

全体としてみると、テロの影響により一旦売上げは止まったものの、その後は回復している。全体の 8.8% は、売上げは「大幅に」回復していると述べる一方、37.4% は「わずかながら」回

復していると答えている。NYCの中小企業に関しては、前の質問でみたように、全体や観光客の減少により影響を受けた中小企業に比べて売上げが低下している比率が高いのに加え、「回復していない」と答えたものは46.3%と高い水準になっており、被害の深刻さを伺うことができる。

【質問】 テロ後、社員数を削減したり、採用の見送りを行なったりしたか？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
はい	12.0	20.3	24.0	12.1
主としてテロが原因	5.8	15.9	15.7	6.4
主としてその他の理由が原因	3.3	4.3	1.7	3.8
両方	3.0	-	6.0	1.9
N/A	-	-	0.7	12.1
いいえ	85.5	79.7	75.7	86.0
N/A	2.6	-	-	1.9

「テロ後、社員を削減もしくは採用を見送った」と答えた全体の12.0%のうち約半数(5.8%)は、その理由をテロリストの攻撃のためとしている。NFIBでは、「テロ攻撃という特殊な状況とそれに伴う投資の削減を考慮すると、このようなネガティブ対応を行なった比率はそれほど高いものではない」と分析している。全体と比べると、特に観光客の減少により影響を受けた中小企業では2倍弱、またNYCの中小企業では2倍ほど、社員の削減を行なったり、採用を見送ったりしている。

【質問】 テロ以前に計画していた事業への投資計画をキャンセルまたは延期したか？その計画を今年か来年のいつか実行するか、それとも無期限延期か？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
はい	13.3	26.1	27.3	15.3
今年	2.5	2.9	5.3	3.2
来年	4.5	13.0	8.3	3.2
無期限延期	3.5	4.3	5.3	3.8
キャンセル	2.3	4.3	5.3	3.8
N/A	0.5	1.4	3.0	1.3
いいえ	85.0	72.5	67.3	83.4
N/A	1.8	1.4	5.3	1.3

全体の 13.3 %は、「事業への投資計画をキャンセルもしくは延期した」と答えている。そのうち、投資計画をキャンセルした中小企業はわずか 2.3%で、残りの大部分（10.5%）は無期限延期が 2002 年まで延期という対応をしている。特に観光客の減少により影響を受けた中小企業と NYC の中小企業では、全体の 2 倍近い比率で、投資計画のキャンセルや延期を決定している。

【質 問】 テロの影響により、ビジネス・ローンを得ることを考慮しなければならなくなったか、または、現在のクレジット・ラインを引き下げることを考慮しなければならなくなったか？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
はい	9.0	14.5	15.0	7.2
いいえ	88.8	85.5	79.3	90.3
N/A	2.3	-	-	2.5

全体に比べると、観光客の減少により影響を受けた中小企業と NYC の中小企業は 5 割増程度の比率でビジネス・ローンを考慮するか、現在のクレジット・ラインの引き下げを考慮しなければならなくなっている。

【質 問】 テロ後、ビジネス・ローンへアクセスするのが難しくなったか？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
難しくなった	2.5	2.9	5.3	0.6
難しくない	62.8	62.3	55.7	60.5
テロ後ビジネス・ローンを申請していない	31.3	33.3	33.7	36.3
N/A	3.4	2.5	5.3	2.6

「テロ後ビジネス・ローンを得るのが難しくなった」と答えたのは、全体でわずか 2.5%である。一方で NYC の中小企業は全体の 2 倍近くの割合（5.3%）で、ビジネス・ローンへのアクセスの困難に遭遇している。

【質 問】 中小企業に対する政府からの追加の保証ローンは、地域経済へ大きなポジティブな影響をもたらすか、小さなポジティブな影響をもたらすか、とりわけ注目に値するような影響はないか、それとも全く影響はないか？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
大きなポジティブな影響をもたらす	20.5	27.5	40.7	21.0
小さなポジティブな影響をもたらす	41.8	40.6	30.3	43.9
とりたてて注目に値する影響はない	16.0	14.5	5.3	17.2
全く影響はない	13.5	11.6	10.3	8.9
N/A	8.3	5.8	13.3	8.9

全体の半数弱 (41.8%) が、「中小企業に対する政府の更なる保証ローンは、地域経済に小さなポジティブな影響を与えるだろう」と回答した。観光客の減少により影響を受けた中小企業の中で「大きなポジティブな影響をもたらす」と答えたものの比率は全体よりも大きいものとなっている。また NYC の中小企業で「大きなポジティブな影響をもたらす」と回答した比率は全体の 2 倍となっており、直接テロの被害を受けた同地域の被害の深刻さを物語っている。

【質 問】 テロの被害により、商品やサービスを新しいもしくは異なったサプライヤーから購入せざるを得なくなったか？また、他のサプライヤーを探すのにかなり困難が伴ったか、
少しか、または全く困難はなかったか？ (NYC のみ)

単位 (%)

	NYC
はい	9.7
かなり困難	2.0
少し困難	2.3
全く困難はない	5.3
N/A	-
いいえ	90.0
N/A	0.3

NYC の中小企業のうち 9.7% が「テロによりサプライヤーを変更しなければならなくなった」と回答している一方、実際の変更プロセスにはそれほど困難を伴っていない。

1.1.2 セキュリティとビジネス・トラベルに対する影響

要 旨

全体的にみると、中小企業の事業主は性急に多くのコストがかかるセキュリティ対策を講じているわけではなく、対策の内容も企業により様々となっている。一方、NYC の中小企業は全体と比べると、セキュリティ対策を拡充する傾向が強い。中小企業はビジネス・トラベルを幾分か削減しており、今後もしばらくその傾向が続きそうである。これらの要因は、直接・間接的にビジネスへ影響を及ぼしており、ビジネス機会の喪失にも繋がっていると思われる。

【質 問】 テロ以降、セキュリティ対策を拡充したか、もしくは拡充する予定があるか？ 実際にどのような対策を取ったか、または取る予定か？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
はい	14.3	20.3	26.0	12.7
いいえ	83.3	79.7	71.0	85.4
N/A	2.6	-	3.0	1.9

テロへの対応として、事業におけるセキュリティ対策を実際に拡充したか、または拡充する計画を持っているのは、全体のわずか 14.3%となっている。観光客の減少により影響を受けた中小企業は、全体と比べて 5 割増程度の割合でセキュリティ対策を拡大しているが、それでも 20.3%である。また NYC の中小企業は全体の 10 割増近い比率で、セキュリティの拡充を行っている。NFIB によれば、具体的なセキュリティ対策には以下のようなものがある。

- 社員のバックグラウンド・チェックを厳格化
- 事業資産に対する訪問者のアクセスを制限
- 錠やフェンスの設置など、物理的なセキュリティ対策
- ビデオカメラやアラームなど、技術的なセキュリティ対策
- 事業所に入出入りする物品をこれまで以上に注意深くチェック
- コンピュータ・セキュリティ・システムの導入もしくは追加

【質 問】 他社がセキュリティ対策を講じることにより、自分のビジネスが直接影響を受けたか？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
はい	10.0	14.5	31.7	10.8
いいえ	86.5	79.7	65.3	86.6
N/A	3.5	5.8	3.0	2.5

取引先などを含む他社がセキュリティ対策を増加したことにより、全体の 10.0%が直接何らかの影響を受けている。また観光客の減少により影響を受けた中小企業は、全体と比べると、約 5 割増ほど他者のセキュリティ対策により影響を受けているが、それでもわずか 14.5%となっている。また NYC の中小企業は、約 3 社に 1 社の割合 (31.7%) で他者のセキュリティ対策により多くの影響を受けている。これは全体の約 3 倍にあたる。NFIB によれば影響を受けた他社のセキュリティ対策の例としては以下のようなものがある。

- 既存の顧客や潜在的な顧客に対するアクセスが制限された
- 空輸が利用できないことによる運送の遅れ及び運送費用の増加
- 他社からセキュリティ対策を講じるように要求を受けた
- ビジネス・トラベルの遅れ

【質 問】 米国全土に波及したセキュリティ強化の風潮は、事業に新たな、もしくは更なるコストをもたらすか？そのようなコストは、かなりのものか、許容できる範囲のものか、それとも最小限度のものか？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
はい	18.0	29.0	22.7	17.2
かなりのコスト	1.8	2.9	4.3	2.1
許容できる範囲のコスト	6.0	15.9	6.3	6.4
最小限度のコスト	9.0	7.2	9.7	8.9
N/A	1.3	2.9	2.3	1.3
いいえ	74.3	60.9	65.3	77.1
N/A	7.8	10.1	12.0	5.7

全体の 18.0%は、テロ後にセキュリティ対策拡充の風潮が広がったことにより、大なり小なりビジネス・コストは増加すると回答している。しかし、このうち半数 (9.0%) がそのコストを

「最小限度」のものともみている。特に観光客の減少により影響を受けた中小企業は、全体と比べて2倍弱の比率で、セキュリティ対策のコストがかかると見込んでいる。

【質 問】 テロへの対応として、ビジネス・トラベルの予定をキャンセルもしくは延期したか？ そのような予定の変更は、空港が閉鎖されたために生じたのか、それとも他の理由により生じたのか？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
はい	19.8	21.7	33.7	22.9
空港の閉鎖	6.0	4.3	13.7	7.6
その他の理由	13.5	17.3	20.0	14.6
N/A	0.3	-	-	0.6
いいえ	78.8	76.8	64.0	76.4
N/A	1.5	1.4	2.3	0.6

全体の 19.8%がテロのためビジネス・トラベルをキャンセルもしくは延期している。このうち約 3 分の 1 (6.0%) が空港の閉鎖という非自発的な理由によるものとなっている。特に観光客の減少により影響を受けた中小企業のうち、ビジネス・トラベルをキャンセルもしくは延期したものの比率は全体とほとんど変わらない(21.7%)。一方、NYCの中小企業はこれらより高い比率(33.7%)となっている。

【質 問】 今後のビジネス・トラベルの計画は？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
既に再開している、もしくは近々再開する	45.3	46.4	28.7	45.2
幾分か減らす	14.0	18.8	20.0	16.6
劇的に減らすか無しにする	6.3	7.2	7.7	6.4
ビジネス目的のトラベルをしたことがない	31.5	24.6	41.0	29.3
N/A	3.1	2.9	2.7	2.5

ビジネス・トラベルを行なっている中小企業(全体の 65.6%)のうち、既にビジネス・トラベルを再開している、もしくは近々再開すると答えたものは約 3 分 2 (45.3%) しかない。特に NYCの中小企業では 28.7%がそのように答えており、全体よりも低い数字となっている。

【質 問】 今後、ビジネス・トラベルに飛行機を利用するか？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
通常どおり利用する	37.0	46.4	30.7	39.5
利用するが頻度は少なくなる	13.8	13.0	16.0	16.6
利用しない	10.5	11.6	9.0	9.6
ビジネス・トラベルに飛行機を利用していない	5.3	2.9	2.0	5.1
ビジネス目的のトラベルをしたことがない	31.5	24.6	41.0	29.3
N/A	2.0	1.4	2.7	-

これまでビジネス目的で飛行機を利用したことのある中小企業（全体の 61.3%）のうち 15%以上（10.5%）が、今後は飛行機を利用しないと回答している。

【質 問】 セキュリティ対策とビジネス・トラベル以外に、テロの影響を受けてビジネスの運営方法や経営手段を変更したか？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
はい	8.0	13.0	18.3	5.7
いいえ	91.0	84.1	79.3	93.0
N/A	1.0	2.9	2.3	1.3

全体の 8.0%がセキュリティ対策とビジネス・トラベル以外の分野で、テロへの対応策としてこれまでのビジネスの運営方法や経営手段を変更している。また NYC の中小企業は、全体の 2倍以上の比率で何らかの変更を強いられている。NFIB によれば、回答者の大部分は「警戒を強化すること」をその主たる変更点としてあげている。例えばあるトラック運送業者は、「道路上での警戒を強くし、トラックを停める場所にこれまで以上の注意を払う」と述べている。その他の変更点としては、物品購入の延期、ダウンサイジング、流動資産の保持、一般的な緊縮財政などの経営に関する調整があげられている。

【質 問】 米国のビジネス活動がいつ通常の状態に戻らと思うか？

単位 (%)

	全体	観光業	NYC	主要都市
2001 年内	14.5	13.0	15.0	15.7
2002 年初頭	27.8	23.2	24.7	27.5
2002 年後半	36.3	42.0	32.0	37.3
その他	7.3	11.6	11.0	5.9
N/A	14.3	5.8	17.3	13.5

「米国におけるビジネス活動は 2002 年内には通常の状態に戻る」と回答したのは、全体 (78.6%)、観光客の減少により影響を受けた中小企業 (78.2%)、そして NYC の中小企業 (71.7%)、ともにほぼ同じ比率となっている。しかしそれぞれ、通常の状態に戻る時期が「2002 年の後半」になると答えたものの方が「2002 年初頭」と答えたものより多くなっている。NFIB は、「ビジネス活動が常態に戻る時期を答えられなかった (もしくは答えたくなかった) 数字として、14.3% という数字は、比較的大きなものである」と指摘している。また NFIB によると、これらの中小企業の大部分は、「その時期は報復戦争の長さ次第である」と答えている。

このように、9 月 11 日の米国同時多発テロは、米国全土の中小企業に対し、程度の違いはあれ、様々な被害を与えている。特に被害の中心地である NYC や、観光客の減少によって被害を受けた中小企業では、その被害はより深刻なものとなっている。次章以下では、第 1 章で把握した中小企業のテロによる被害の実状を考慮にいれながら、連邦政府をはじめとし、ニューヨーク州、NYC、そして民間部門における中小企業支援活動の取組み内容を詳細に分析する。

第2章 9/11 テロに関する立法活動

この章では、現在の第 107 議会（2001 年～2002 年）において成立した 9/11 テロ関連法及び審議中の法案について詳述する。第 107 議会開始当初は、上下両院とも第 104 議会（1995～1996 年）以来続いていた共和党多数派支配の構図となっていたが、2001 年 5 月下旬にバーモント州選出のジェームス・ジェフォーズ（James Jeffords）上院議員が共和党を離党したため、上院では民主党が逆転して多数党となり、各委員会の委員長が総入れ替えとなっている。このことは、ブッシュ政権による中小企業政策にも大きな影響を及ぼしており、テロリストによる本土攻撃という緊急事態にもかかわらず、民主党の反対により法案の成立には相当の時間がかかっている。以下では、2002 年 6 月現在、第 107 議会で成立している 9/11 テロ関連法として「経済安定回復法（Economic Security and Recovery Act）」と「国防歳出法（Defense Appropriations Act）」に規定された「STAR ローン・プログラム」、及び現在審議中の「米国中小企業緊急支援回復法（American Small Business Emergency Relief and Recovery Act）」を取り上げる。

2.1 経済安定回復法

2002 年 3 月 9 日、ブッシュ大統領は、9/11 テロ後の経済回復を目的とした「経済安定回復法（Economic Security and Recovery Act of 2001: PL 107-147）」（通称、Economic Stimulus Bill）⁴に署名した。「経済安定回復法」の概要は以下のとおりである。

- 2001 年 9 月 11 日以降、36 カ月の間に取得された設備などの特定の固定資産について、1 年目に取得減価の 30% 相当の特別減価償却を認める。
- 2001 年及び 2002 年中に終了する課税年度において発生した税務上の損金について、5 年間分（現行では 2 年間分）の還付を受けることができる。
- 6 カ月で執行する失業保険の支給期間を 26 週から 39 週へ延長する。また失業保険対象者の失業率が 4% 以上の州においては、支給期間は更に 13 週間延長となる。
- テロにより被害を受けた NYC のロアー・マンハッタンにおける事業者に対して 50 億ドルの税控除を行なう。

特に NYC における連邦税の控除は「リバティ・ゾーン・パッケージ（Liberty Zone Package）」と呼ばれており、図表 1 にみるように、カナル・ストリート（Canal Street）以南の地域を「リバティ・ゾーン」に指定し、同地域内の事業者には税制の優遇措置を提供するものである。リバ

⁴ 「雇用創出労働者支援法（Job Creation and Worker Assistance Act of 2002）」とも呼ばれている。

ティ・ゾーン内の事業者のうち 200 人以下の従業員を抱える事業者には、従業員 1 人当たり 2,400 ドルを上限として、2002 年及び 2003 年中に支払われた給料の 40% 相当の税額控除を受けることができる、「雇用機会税控除 (Work Opportunity Tax Credit)」が適用される。

図表 1 リバティ・ゾーン



出典： エンパイヤー・ステート開発公社 (Empire State Development Corporation) の資料より抜粋

2001 年 10 月に下院に提出されて以来、同法の成立には約半年かかっており、ブッシュ政権と共和党が後押しした減税や、失業者に対する健康保険手当ての延長を含んでいないなど、当初の法案から比べるとスケールダウンしたものとなった。

2.2 国防歳出法と STAR ローン・プログラム

2002 年 1 月 10 日に通過した「国防歳出法 (Defense Appropriations Act)」は、ニューヨークとバージニア州北部の事業者に対して、3 億 2,000 万ドルの中小企業庁 (SBA: Small Business Administration) の災害支援ローンを拠出するというものである。同法により設置された「STAR (Supplementary Terrorist Activity Relief) ローン・プログラム」は、既存の SBA 災害支援ローンの適用条件を拡大するもので、以下のような内容となっている。



- ニューヨークとバージニア州及びその近接地域の事業者に対する「事業者物理的災害ローン (Business Physical Disaster Loans)」(後述) と「経済的損害災害ローン (Economic Injury Disaster Loans)」(後述) の上限を 150 万ドルから 1,000 万ドルまで引き上げ。
- 「経済的損害災害ローン」の対象を、同地域で事業を行なう教会、YMCA、学校などの小規模の非営利団体まで拡大。
- 「経済的損害災害ローン」の対象を、同地域のノンデポジトリー金融・保険機関 (金融取引処理、証券・商品取引、及び直接生命保険を提供する機関など) まで拡大。
- ローンの元金と利息の支払いを 2 年間延長 (この間利息はつかない) 。
- 「7 (a) プログラム」⁵に対する手数料の引き下げ。

2002 年 4 月には、「STAR ローン・プログラム」の対象を米国全土にまで拡大するとともに、「7 (a) プログラム」へ 45 億ドルの追加資金を提供している。同プログラムは、テロにより経済的な被害を受けた、もしくは事業運営に混乱をきたした中小企業が申請することができる。STAR プログラムを申請する中小企業は、直接・間接的に「不運な被害 (adverse impact)」を受けたものでなければならず、(1) 現在の債務に対する支払いが困難、(2) 社員やベンダーへの支払いが困難、(3) 材料・備品等の購入が困難、(4) 賃借料・抵当・その他の事業運営費用の支払いが困難、(5) ファイナンスの確保が困難であることを証明しなければならない。

⁵ 「7 (a) 一般ビジネス・ローン・プログラム (7 (a) General Business Loan Program)」は、SBA のローン提供プログラムの中核を担うもので、民間のパートナー金融機関が提供するローンを SBA が保証するという形で中小企業やスタートアップ企業に融資を行なうというもの。

2.3 中小企業緊急支援回復法

2002年5月現在、第107議会で制定された前出の2つの法律以外にも、テロ関連法案として「米国中小企業緊急支援回復法（American Small Business Emergency Relief and Recovery Act）」が審議されている。同法は、SBAに災害支援費用として1億5,000万ドルを追加提供することや、災害ローンに対する元金と利子の支払いを1年から2年に延期することなどを規定したもので、2002年3月には上院を通過し、現在下院で審議中となっている。同法は、米国同時多発テロに対する中小企業緊急支援法案として2001年10月に上院に提出されたものであるが、ジョン・カイル（Jon Kyl）上院議員（共和党、アリゾナ州選出）の反対（主として費用が非常に高いことが理由）などもあり、上院の通過に約半年かかっている。

第3章 連邦政府における中小企業の支援対策

この章では、特に NYC のロアー・マンハッタン（Lower Manhattan）に焦点を当てながら、連邦政府における中小企業対策を検証する。連邦政府において、テロの被害を受けた中小企業への支援で中心的な役割を果たしているのは中小企業庁（SBA: Small Business Administration）と連邦緊急管理局（FEMA: Federal Emergency Management Agency）である。以下では、両機関による一般的な災害支援対策の概要を紹介するとともに、特に 9/11 テロに対する支援プログラムを詳述する。

3.1 中小企業庁による災害支援

以下では、SBA による災害支援への取組みを概観するとともに、9/11 テロに対するイニシアチブを考察する。

3.1.1 SBA の概要

連邦政府における中小企業対策の中核を担っているのは SBA である。SBA は 1953 年に設立された独立の連邦政府機関で、現在ヘクター・バレット（Hector V. Barreto）長官のもと、中小企業に対する財政、技術、マネージメントに関する支援に加え、政府調達業務、災害救済、トレーニングなど幅広く中小企業に対する支援を行っている。SBA の業務は図表 2 にみるように、大きく、（1）資本へのアクセス、（2）災害支援、（3）経営技術支援、（4）連邦政府調達の推進の 4 つに分類されており、（2）の災害支援という任務に基づき、災害時の中小企業政策が実施される。

図表 2 SBA の 4 つの任務



出典：SBA の資料を元に作成

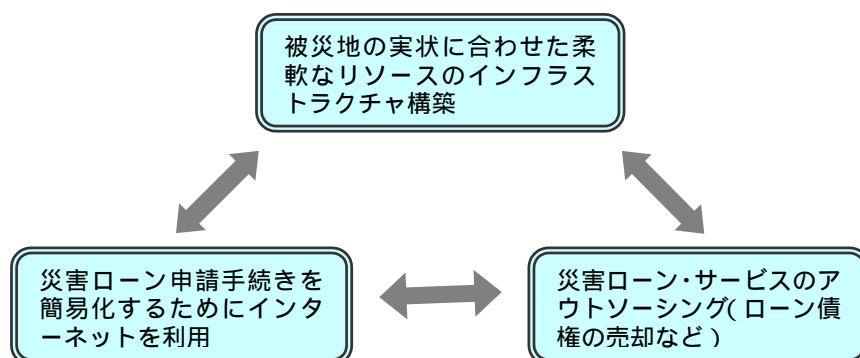
3.1.2 SBA の一般的な災害支援プログラム

SBA の「災害ローン・プログラム (Disaster Loan Program)」の目的は、「災害の被害を受けた家屋やビジネスを再構築しようとするものに対する財政支援を提供すること」である。また SBA は、「低利ローンを提供することにより、長期的な復旧作業を支援し、SBA の支援なしには以前の状態に戻ることが難しい中小企業の要求を満たすためにできる限り全てのことを行なう」ことを使命としている。

“The purpose of the SBA’s Disaster Loan Program is to offer financial assistance to those who are trying to rebuild their homes and businesses in the aftermath of a disaster. By offering low-interest loans, the SBA is committed to long-term recovery efforts. The agency will do everything possible to meet the needs of those otherwise unable to put their lives back together.”

図表 3 にみるように、SBA による災害支援は、(1) 被災地の実状に合わせた柔軟なリソースのインフラストラクチャ構築、(2) 災害ローン申請手続きを簡易化するためにインターネットを利用、(3) 災害ローン・サービスのアウトソーシングと取得した資産の売却、という 3 つの戦略により構成されており、災害支援室 (Office of Disaster Assistance) を通じて実施される。災害が起きた場合 SBA では、災害ローンを提供することにより、自家所有者、賃借人、あらゆる規模の事業者、非営利団体が、災害による物理的な被害からの回復できるように財政支援を行なう。このような財政支援は、特に FEMA をはじめとする連邦の災害支援機関と協力して行なわれ、災害時には災害発生エリアに仮設事務所を設置し、中小企業が低利の建築ローン、経済支援ローンなどの申請を行なえるようにサポートしている。

図表 3 SBA の災害支援戦略



出典：SBA の資料を元に作成

SBA は 2001 年、約 70 の災害に対応し、9 億 8,600 万ドルのローンを提供している。2002 年にはブッシュ政権の要求により、議会は 9 月 11 日のテロの被害を受けた事業者を支援するための約 6 億ドルを含む、総額 14 億ドルの貸付けを提供している。

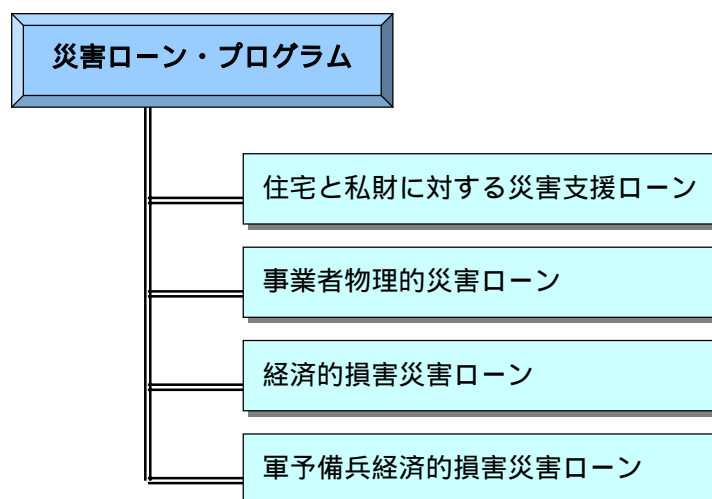
「災害ローン・プログラム」はブッシュ政権からも、「災害発生時のローン申請処理を素早く行なっており、効果的なプログラムである」との評価を得ているが、2003 年までに、ペーパーレスのローン申請処理システムを導入することにより、申請者への対応を更に改善する計画を立てている。新しいシステムにより SBA では、電子的な手段によりローン手続きを行なえるようになり、労働力や事務管理コストばかりでなく時間も削減することができる。更に新システムの導入により SBA は、災害が発生した場所にかかわらず、何処でも電子ファイルをレビューすることができたり、SBA の他の中小企業支援プログラムや他の災害支援政府機関と容易にデータを共有することができる。このような行政サービスの電子化のイニシアチブは、「政府ペーパーワーク削除法 (GPEA)⁶」を遵守するものでもあり、SBA では最低 25% の生産性 (productivity) 改善を目的に掲げている。

この他にも SBA では、2003 年度には、被災者がより効率のよい、効果の高い方法で災害復旧を行なえるように、FEMA と教育省 (Department of Education) と共同で「disaster.gov」というウェブサイトを上上げる予定である。

SBA の「災害ローン・プログラム」は主として、(1)「住宅と私財に対する災害支援ローン (Homes and Personal Property Disaster Assistance Loans)」、(2)「事業者物理的災害ローン (Business Physical Disaster Loans)」、(3)「経済的損害災害ローン (Economic Injury Disaster Loans、通称 EIDL)」、(4)「軍予備兵経済的損害災害ローン (Military Reservist Economic Injury Disaster Loan)」の 4 つのプログラムに分類される (図表 4 参照)。

⁶ 「政府ペーパーワーク削除法 (Government Paperwork Elimination Act) (P.L. 105-277, Title)」は、1998 年 10 月 21 日に制定された。GPEA の目的は、連邦政府機関が、可能なものは全て、市民に対して電子的な手段による電子申請を受け入れるように規定したものであり、各政府機関は、2003 年 10 月までにペーパーワークの電子化を完了しなければならない。

図表 4 SBA の「災害ローン・プログラム」



出典：SBA の資料を元に作成

(1) 住宅と私財に対する災害支援ローン

災害で住宅に被害を受けた個人に対し、住宅の修復・復旧の費用として最高 20 万ドルを提供する「不動産ローン (Real Property Loan)」と、私財 (衣服、家具、車など) へ損害を受けた自家所有者や賃借人への修復・取替費用として最高 4 万ドルを提供する「私財ローン (Personal Property Loan)」がある。両ローンとも個人が対象で、通常、ローンの上限利率は 4% となっている。2002 年 4 月 24 日現在、クレジットを SBA 以外 (民間金融機関など) から受けられない申請者に対しては、SBA は利率を低め (3.375%) に設定しており、クレジットを受けられる申請者に対しては高めの金利 (6.75%) が適用されている。ローン期間は最長で 30 年である。

(2) 事業者物理的災害ローン

災害により被害を被った全ての規模の事業者を対象に、業務の機械設備や備品、在庫品の修復・取替及び不動産の修復費用として 150 万ドルを融資。全ての規模の民間事業者に加え、非営利団体も支援の対象となっている。通常、クレジットを SBA 以外から受けられない申請者に対しては最高 4% までの利率、受けられる申請者に対しては最高 8% までの利率が適用される。2002 年 4 月 24 日現在、前者に対しては 3.5%、後者に対しては 7% が設定さ

れている。また、非営利団体に対してはそれぞれ、3.5%と6.375%となっている。またSBA以外からはクレジットを受けられない申請者のローン期間は最長30年であるが、受けられる申請者に対しては3年が設定されている。なお、1万ドル以下のローンに対しては担保は必要ない。

(3) 経済的損害災害ローン

資産に対する損害の有無にかかわらず、災害により直接被った経済的損害をカバーするため、中小企業に対し最高150万ドルを提供。経済的損害災害ローンは、SBA以外からクレジットを受けられない中小企業だけに提供され、短期の手形や売掛金、長期手形の分割払いなどの事業運営費用に充当される。事業者物理的災害ローンとともに申請することができるが、申請者の両ローンを合わせた融資額の上限は150万ドルとなっている⁷。通常、利率は最高4%となっているが、2002年4月24日現在、3.5%となっている。ローン期間は最長で30年である。

(4) 軍予備兵経済的損害災害ローン

中小企業の社員が軍の予備兵として徴兵された場合に被る経済的損失をカバー。

通常SBAからの提供される災害ローンの90%以上は、SBA以外からクレジットを受けることのできない申請者に対して行なわれている。また上述のローンは、ニューヨーク州ナイアガラ、ジョージア州アトランタ、テキサス州フォートワース、カリフォルニア州サクラメントに設置された4つの災害地域事務所(Disaster Area Office)を通じて提供される。正式な災害発生 of 宣言は各州知事が、災害の規模と深刻さに応じて、大統領かSBAに要求することにより行なわれなければならない。大統領が宣言した場合、SBAのプログラムを含む、連邦・州の災害支援プログラムを利用することができる。一方、SBAが宣言した場合はSBAのプログラムのみが利用できる。これらの宣言が行なわれた地域の中小企業だけが災害支援ローンを申請できる。

⁷ 250人以上の従業員を抱える中小企業に対しては、150万ドル以上の融資を受けることができる「雇用のための主要リソース・ローン(Loan for Major Source of Employment)」がある。

3.1.3 9/11 テロによる被害に対する中小企業支援策

2001年9月11日にWTCとペンタゴン（国防総省）を襲った米国同時多発テロの発生を受け、SBAは、前述の3つのローン、「住宅と私財に対する災害支援ローン」「事業者物理的災害ローン」「経済的損害災害ローン（EIDL）」を中心とした災害支援を行なっている。またSBAは、FEMA、米国赤十字社（American Red Cross）、ニューヨーク市市長緊急管理室（NYOEM: New York City Mayor's Office of Emergency Management）などと協力し、NYCでテロの被害を受けた人々を支援しており、FEMAとNYOEMが設置した被災地事務所（Disaster Fields Office）に職員を派遣するとともに、被災地に設置されたWTC災害復旧センター（WTC Disaster Recovery Center）でローンに関する支援を行なっている。また、ニューヨーク州中小企業開発センター（New York State Small Business Development Center）⁸では、ビジネス・プランやローン申請書の作成支援、財務計画やマーケティング戦略の策定などの支援を行なっている。SBAの9/11テロ被害支援対策の具体的な内容は次のようなものである。

3.1.3.1 「経済的損害災害ローン」の拡大

SBAはテロの被害の深刻さを考慮に入れ、2001年10月22日からEIDLの適用を拡大し、米国全土の中小企業を対象にしている。それまでEIDLの適用は、NYCとニュージャージー州、コネチカット州、ペンシルバニア州、マサチューセッツ州の隣接郡（county）、バージニア州アーリントン郡とバージニア州、メリーランド州の隣接郡とワシントンD.C.における中小企業に限定されていた。バレットSBA長官は、「テロ後、ブッシュ大統領は直接の被災地を超えて事業者を支援する必要性を認識した」と述べている。

3.1.3.2 「軍予備兵経済的損害災害ローン」の拡大

テロの影響により事業主を含む社員が軍に徴兵されたか、もしくは軍予備兵となっている場合、事業の経済的損失をカバーする費用を提供する対象を、米国全土の中小企業にまで拡大している。

3.1.3.3 「STARローン・プログラム」

2002年1月10日、ブッシュ大統領は「国防歳出法（Defense Appropriations Act）」に署名し、二

⁸ SBDCは中小企業に経営実務の様々な分野（財務、マーケティング、技術、貿易、政府調達など）に関する情報提供やアドバイスを行なっている。現在全米の58の拠点を持つ。ニューヨーク州では、ブロンクス、ブルックリン、クイーンズ（2箇所）、マンハッタン、ステイテン島に支部を設置している。

ニューヨークとバージニア州北部の事業者に対する SBA の災害支援ローンとして 3 億 2,000 万ドル拠出することを決定した。同法には、既存の SBA の災害支援ローンの条件を拡大した、「STAR (Supplementary Terrorist Activity Relief) ローン・プログラム」が含まれている。SBA のある高官は、「テロにより銀行が保守的になっているため、『STAR ローン・プログラム』では、貸し手が中小企業に資金を提供し易くするように、インセンティブを提供している」と述べている。同法の内容は以下のとおりである。

- ニューヨークとバージニア州及びその近接地域の事業者に対する「事業者物理的災害ローン」と「経済的損害災害ローン」の上限を 150 万ドルから 1,000 万ドルまで引き上げ。
- 「経済的損害災害ローン」の対象を、同地域で事業を行なう教会、YMCA、学校などの小規模の非営利団体まで拡大。
- 「経済的損害災害ローン」の対象を、同地域のノンデポジトリ金融・保険機関（金融取引処理、証券・商品取引、及び直接生命保険を提供する機関など）まで拡大。
- ローンの元金と利息の支払いを 2 年間延長（この間利息はつかない）。
- 「7(a) プログラム」に対する手数料の引き下げ。

2002 年 4 月には、「STAR ローン・プログラム」の対象を米国全土に拡大するとともに、「7(a) プログラム」への 45 億ドルの追加資金を提供している。同プログラムは、テロにより経済的な被害を受けた、もしくは事業運営に混乱をきたした中小企業が申請することができる。バレット SBA 長官は、「テロへの報復戦争は 2 つの側面を持っている。1 つはテレビで毎日見ている国防総省による戦争である。もう 1 つは、国内で起っている米国経済についての戦争である。『STAR ローン・プログラム』は、SBA のローン・プログラムをテロにより被害を受けた中小企業へ提供するもので、結果としてより強力な中小企業セクターと米国経済の出現という恩恵をもたらすものである」とコメントしている。同プログラムに申請する中小企業は、直接・間接的に「不運な被害 (adverse impact)」を受けたものでなければならず、以下のような条件を満たす必要がある。

- 現在の債務に対する支払いが困難
- 社員やベンダーへの支払いが困難
- 材料、備品等の購入が困難
- 賃借料、抵当、その他の事業運営費用の支払いが困難
- ファイナンスが困難

3.1.3.4 旅行会社への支援

事業者の中でも、特にテロにより大きな被害を受けたとされる旅行会社を救済するため、財政支援の基準である収入額の下限を、これまでの100万ドルから300万ドルへ引き上げることに
より、「経済的損害災害ローン」の対象を拡大している。

2002年5月13日現在、SBAではテロに対する災害支援ローンとして、全米で7億1,500万ドル、そのうちニューヨークとバージニア州北部及び近隣地域に対しては、3億8,000万ドルを提供している。

3.2 連邦緊急管理庁による災害支援

SBA 以外で災害時に中小企業に対する支援を行なう政府機関として、連邦緊急管理庁（FEMA: Federal Emergency Management Agency）がある。この項では、FEMA の災害支援への取組みを概観するとともに、9/11 テロに対するイニシアチブを考察する。

3.2.1 FEMA の概要

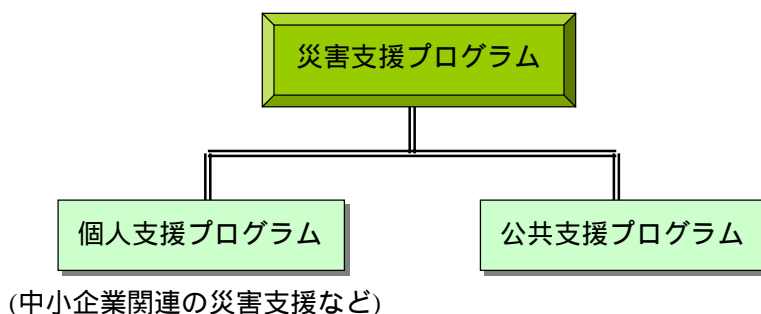
FEMA は、1979 年に設立された独立の政府機関で、生命や財産の損失を減らすとともに、包括的な緊急管理プログラムを通じてあらゆる種類の危険から国家の主要なインフラストラクチャを保護することをミッションとしている。現在全米で 2,600 人以上の職員が働いており、緊急時には最高 4,000 人の臨時職員、ボランティアなどが災害復旧支援などに携わる。FEMA は災害への準備及び災害からの復旧を適切に行なうため、他の連邦政府機関ばかりでなく、州・地方政府の緊急管理機関や赤十字社などとパートナーシップを結んでいる。



3.2.2 FEMA の災害支援プログラム

FEMA では災害復旧支援策として「個人支援プログラム (Individual Assistance Program)」と「公共支援プログラム (Public Assistance Program)」の 2 つを提供している (図表 5 参照)。「公共支援プログラム」が連邦政府から州・地方政府、特定の民間非営利団体を対象として災害助成金を提供する一方、中小企業関連の災害支援は「個人支援プログラム」を通じて行なわれる。「個人支援プログラム」では、災害時に SBA と協力して災害発生エリアに仮設事務所を設置し、市民や事業者が低利の建築ローン、経済支援ローンなどの申請を行なえるようサポートしている。

図表 5 FEMA の災害支援プログラム



出典：FEMA の資料を元に作成

3.2.3 9/11 テロによる被害に対する中小企業支援策

FEMA は 9/11 テロの復旧支援活動において、SBA をはじめとする政府機関やニューヨーク州、ニューヨーク市、赤十字社などの NPO による活動を取りまとめるのに主導的な役割を果たしている。特に、NYC で被害にあった中小企業に対する支援としては次のような活動を行なっている。

- 被災者からの追加支援要請への対応
- ローンなどの申請状況、復旧支援プログラムに関する問い合わせなどに対応するための「Helpline」を設置
- SBA やその他の連邦政府機関、NPO などと協力して災害支援サービスセンターを開設
- 住宅、失業手当、精神衛生カウンセリング、低利災害ローン、法律・保険に関するアドバイスなどを提供

このように、FEMA の災害時における中小企業支援の任務は、SBA などの協力団体とのコーディネート及び被災地に設置された仮設事務所を拠点とした被災者（中小企業事業者）への諸手続きの支援を主としている。

第4章 ニューヨーク州政府における中小企業の支援対策

この章では、連邦政府レベル以外で9/11 テロ被害への復旧支援を行なうものとして、ニューヨーク州政府レベルにおける取組みを概観する。テロの被害に対する支援策としては、NYC 全体の経済復興を目的とした包括的支援策が中心となっているが、その中でも特に中小企業の支援策に焦点を当てる。以下では、ニューヨーク州政府の中心的な支援機関、エンパイヤー・ステート開発公社（ESD: Empire State Development Corporation）の活動を中心にみていく。

4.1 「ニューヨーク州アクション・プラン」

この項では、2002年2月にジョージ・パタキ（George E. Pataki）ニューヨーク州知事が発表した「ビジネス復旧と経済の再生のためのニューヨーク州アクション・プラン（New York State Action Plan for Business Recovery and Economic Revitalization）」の内容を詳述する。

4.1.1 アクション・プランの概要

2002年2月、ニューヨーク州政府は、NYCのWTCに対するテロ攻撃の被害から回復を果たすべく、「ビジネス復旧と経済の再生のためのニューヨーク州アクション・プラン（New York State Action Plan for Business Recovery and Economic Revitalization）」（以下、アクション・プラン）を発表した。パタキ州知事は、エンパイヤー・ステート開発公社（ESD: Empire State Development Corporation）を通じて、連邦政府の住宅・都市開発省（Department of Housing and Urban Development）からニューヨーク州政府へ拠出された7億ドル⁹をアクション・プランの費用へ充当している。ESDはニューヨーク市と同市の経済開発公社（EDC: Economic Development Corporation）と協力して、アクション・プランの詳細なプログラム内容や運営手順などを規定している。ESDは更に、ロアー・マンハッタン開発公社（LMDC: Lower Manhattan Development Corporation）を創設し、特にテロリストにより攻撃を受けたWTC地域の再開発を行なっている。



パタキ州知事はNYCの経済回復のために、以下のような3つの段階を提示している。

⁹ 7億ドルは、コミュニティ開発包括助成金（CDBG: Community Development Block Grant）として提供された。CDBGは住宅都市開発省が所管する補助制度が統合されたもので、経済開発や民間投資の誘導や雇用創出のために提供される。

図表 6 NYC の経済回復のための 3 ステップ

<p>ステップ 1 テロの被害を受けた事業者が物理的な損害や経済的な混乱から立ち直り、雇用を創出できるように支援しなければならない。</p> <p>ステップ 2 テロの被害による企業の移転により、NYC における雇用の機会を失わないことを保証しなければならない。</p> <p>ステップ 3 マンハッタン地域の再構築のための必要なアクションを取らなければならない。</p>

出典：「ビジネス復旧と経済の再生のためのニューヨーク州アクション・プラン (New York State Action Plan for Business Recovery and Economic Revitalization)」

ESD は、支援対象となるビジネスを以下の 4 つに分類している。

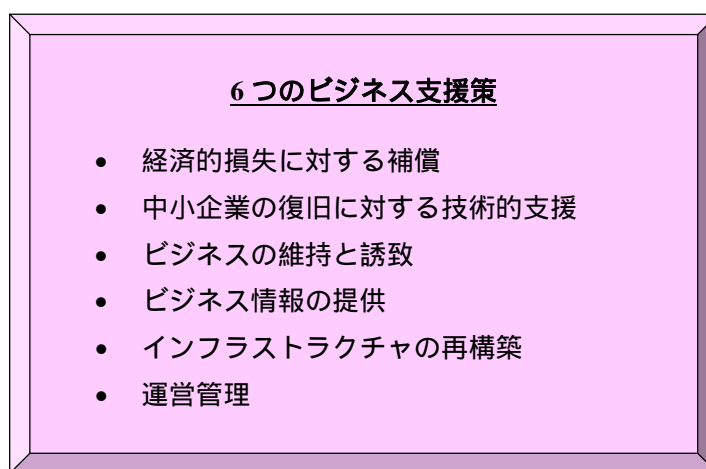
- (1) テロ攻撃の際に、ロアー・マンハッタンでビジネスを行っており、引き続き同地域に残っている事業者
- (2) テロ攻撃の際に、ロアー・マンハッタンでビジネスを行っていたが、テロの被害により一次的に拠点を移動している事業者
- (3) 顧客の大部分がロアー・マンハッタンに拠点を置いていたため、大きな経済的被害を受けた NYC の事業者
- (4) ロアー・マンハッタンに新しい拠点を構え、雇用を創出しようとしている事業者¹⁰

¹⁰ ロアー・マンハッタン地域への拠点探しに対して経済的な支援を行なうが、ニューヨーク以外の州からの従業員を雇用する事業者はその対象とならない。

4.1.2 6つのビジネス支援策と費用配分

このようにして4つに分類された事業者のタイプに基づき、ESDとEDCは更に、包括的なビジネス復旧と経済再生に向けたアプローチとして、以下のような6つのビジネス支援策を発表している(図表7参照)。

図表7 NYCにおけるビジネス復旧と経済再生への主要なアプローチ



出典：「ビジネス復旧と経済の再生のためのニューヨーク州アクション・プラン
(New York State Action Plan for Business Recovery and Economic Revitalization)」

図表8にみるように、ESDでは前述の7億ドルの経済復興費用を割り当て、非営利団体や中小企業を含む事業者に対する様々な支援プログラムを策定している。中でも、7億ドルのうち3億9,600万ドルは中小企業と非営利団体の経済的損失への対策費用として充当される。



更に7億ドルの経済復興費用に加え、議会では、ニューヨーク州政府に対して追加の20億ドルを提供する法律を制定した。同法では、LMDCがニューヨーク州政府の中心的な経済復興活動を行なうことや、総額27億ドルの経済復興費用の用途に関して詳細を規定している。中でも27億ドルのうち最低5億ドルを中小企業(非営利団体や個人の経済的損失は含まない)の経済的損失へ充当するように要求している。これとは別に同法では、NYCの旅行観光業の支援プログラムとして、20億ドルのうち1,000万ドルが利用されるように規定している。

図表 8 「アクション・プラン」の内訳

アクション・プラン	内 訳
経済的損失に対する補償	
- 中小企業に対する支援	
* ブリッジ・ローン・プログラム	\$15,000,000
* WTC ビジネス復旧助成プログラム	\$331,000,000
* ビジネス復旧ローン	\$50,000,000
小 計	\$396,000,000
- その他の事業者に対する支援	\$5,000,000
合 計	\$401,000,000
中小企業の復旧に対する技術的支援	
- サービス提供者に対する助成金	\$5,000,000
ビジネスの維持と誘致	
- 雇用創出と維持に対する助成金とローン	\$170,000,000
- 中小企業の誘致と維持に対する助成金	\$80,000,000
合 計	\$250,000,000
ビジネス情報の提供	
- ビジネス情報の提供	\$5,000,000
インフラストラクチャの再構築	
- 初期計画とデザイン	\$25,000,000
運営管理	\$14,000,000
合 計	\$700,000,000

出典：「ビジネス復旧と経済の再生のためのニューヨーク州アクション・プラン(New York State Action Plan for Business Recovery and Economic Revitalization)」

4.1.3 6つのビジネス支援策の概要

以下では、これらの6つのビジネス支援アプローチの詳細を見ていく。

4.1.3.1 経済的損失に対する補償

NYC におけるテロの被害に対しては、既に、既存の SBA の各種災害ローン・プログラムが対

応している。例えば前述の「経済的損害災害ローン」は、事業が常態に戻るまで短期の手形や売掛金、長期手形の分割払いなどの事業運営費用に対して融資を行ない、「事業者物理的災害ローン」では、災害により被害を被った全ての規模の事業者を対象に、業務の機械設備や備品、在庫品の修復・取り替え及び不動産の修復費用などを提供している。このため「アクション・プラン」では、SBAの支援と重複しないように、別個の支援策を打ち出している。このような支援策の主要なものが、中小企業に関する経済的損失の補償である。以下に詳述するように、「アクション・プラン」は、大きく中小企業に対する支援とその他の事業者に対する支援に大別されており、更に中小企業に対する支援では、「ブリッジ・ローン・プログラム (Bridge Loan Program)」「WTC ビジネス復旧助成プログラム (WTC Business Recovery Grant Program)」「WTC ビジネス復旧ローン (WTC Business Recovery Loan Fund)」という3つの主要な中小企業支援プログラムが提供されている。

1) 中小企業に対する支援

「ブリッジ・ローン・プログラム」

「ブリッジ・ローン・プログラム」は、民間の銀行やコミュニティをベースとした金融機関が、SBAの「経済的損害災害ローン」と「事業者物理的災害ローン」の申請をしている事業者に対して、短期のブリッジ・ローン¹¹を行なえるというものである。同プログラムでは、1,500の事業が維持されるとともに、支援を受けた者から間接的に影響を受けた者を含め、2,490の事業に対してポジティブな影響を与えると見込んでいる。ESDとEDCがこれらの金融機関に対して、最高25万ドルのローン保証を行なうことで、テロの被害を受けた事業はSBAの承認を待っている間に資本にアクセスすることができる。貸し手は自由に利息などの条件を設定することができ、特別な低利ローンの提供、取引手数料の免除、1年間金利の支払いを延長など、独自の条件を設定している。2002年1月11日現在、「ブリッジ・ローン・プログラム」では、466の申請を承認し、約1,750万ドルのローンを提供している。現在参加している金融機関を図表9に示した。

¹¹ ブリッジ・ローン(つなぎ融資)とは、資金のギャップを埋めて支払いに間に合わせるために一時的に必要な金額を借り、銀行やコミュニティーをベースとした金融機関から資金が下りたら一括返済するというもの。

図表 9 「ブリッジ・ローン・プログラム」の参加金融機関

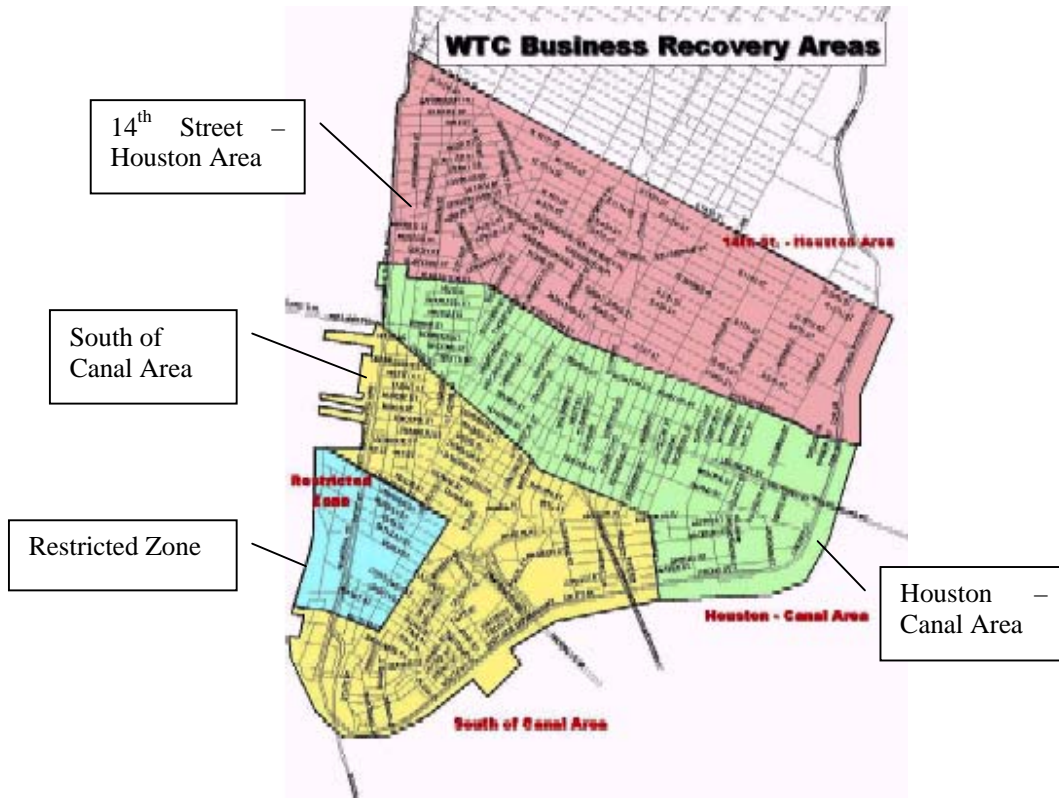
銀行	コミュニティをベースとした金融機関
Banco Popular	Regional Economic Development Assistance Corporation
Bank of New York	Washington Heights & Inwood Development Corporation
JP Morgan Chase Bank	Nonprofit Finance Fund
Citibank, N.A.	SEEDCO
Community Capital Bank	Fund for the City of New York
Fleet Bank	ACCION
HSBC Bank USA	Renaissance Economic Development Corporation

出典：「ビジネス復旧と経済の再生のためのニューヨーク州アクション・プラン (New York State Action Plan for Business Recovery and Economic Revitalization)」

「WTC ビジネス復旧助成プログラム」

「WTC ビジネス復旧助成プログラム」は、マンハッタン島の 14 丁目 (14th Street) より南に位置する事業者 (非営利団体を含む) を対象に、そのロケーションに応じて、テロの被害による経済的損失に対して助成金を提供するというものである。図表 10 にみるように、同プログラムでは、マンハッタン島の 14 丁目以南を、(1) 14th Street – Houston Area (最高 5 万ドル) (2) Houston – Canal Area (最高 10 万ドル) (3) South of Canal Area (15 万ドル) (4) Restricted Zone (30 万ドル) の 4 つに分類し、テロの被害の深刻さに応じて提供する助成金額を調整している。「WTC ビジネス復旧助成プログラム」では、1 事業者当り最高で総収入の 10 日分か 30 万ドルのうちどちらか少ない方を提供している。申請者は、テロ発生時に同地域にオフィスを設置していたことを示す賃借契約書や証書・許可書などを提示しなければならない。同プログラムでは、22 万 5,000 の事業が維持されるとともに、支援を受けた者から間接的に影響を受けた者を含め、37 万 4,000 の事業に対してポジティブな影響を与えると見込んでいる。

図表 10 WTC 周辺のビジネス復旧エリア



出典：ESD の資料より抜粋

「WTC ビジネス復旧ローン」

「WTC ビジネス復旧ローン」は、NYC に拠点を置く中小企業や非営利団体が低利で資金調達できるように、ローン、貸倒引当金 (loan loss reserve) などに対して資金を提供するものである。特に、SBA が提供している災害ローンの基準を満たすことができなかった事業者に対して資本へのアクセスを提供しているため、申請者はまず SBA への申請を行なうように奨励されている。同プログラムでは、1 万 5,000 の事業が維持されるとともに、支援を受けた者から間接的に影響を受けた者を含め、2 万 5,000 の事業に対してポジティブな影響を与えると見込んでいる。

2) その他の事業者に対する支援

ESD/EDC はテロにより経済的損失を受けた中小企業に対する補償を行なうだけでなく、全米で 500 人以上の従業員を雇用し、マンハッタン島の 14 丁目以南で 1 つ以上のオフィスを設置している事業者（従業員 200 人以下）に対しても支援を行なっている。該当する事業者は、「WTC ビジネス復旧助成プログラム」の条件に則り助成金が支給される。この支援策により、2,000 の事業が維持されるとともに、支援を受けた者から間接的に影響を受けた者を含め、3,300 の事業に対してポジティブな影響を与えると見込まれている。

4.1.3.2 中小企業の復旧に対する技術的支援

ESD は、コミュニティをベースとした団体やその他のサービス提供団体が、テロにより被害を被った 500 人以下の従業員を抱える事業者に経営面での技術的な支援を提供できるように、助成金を提供している。特にコミュニティをベースとした団体は、戦略計画、マーケティング、ファイナンス、保険、法務、基礎的なビジネス管理などの分野で技術的な支援を行なう。この支援策プログラムでは、5,000 の事業が維持されるとともに、支援を受けた者から間接的に影響を受けた者を含め、8,300 の事業に対してポジティブな影響を与えると見込んでいる。

4.1.3.3 ビジネスの維持と誘致

ESD/EDC は、7 万 5,000 人以上の社員を抱える 1,025 社がオフィスの破壊等の被害を受けたと見積もっている。このうち大部分が金融、保険、不動産業界の事業者であり、ある一定期間、隣接道路が閉鎖されるなどの理由で業務を行なえないなどの被害を受けている。ESD/EDC は、これらの事業者に対して NYC 内での移転を支援することによりビジネスを維持する一方、ハイテク、ニューメディア、バイオテクノロジーなどの新しいビジネスを誘致するために適切なスペースを提供し雇用を創出するように取り組んでいる。これらの目的を達成するために設置されたプログラムが、「WTC 雇用創出・維持プログラム (WTC Job Creation and Retention Program)」と「中小企業誘致・維持助成金 (Small Firm Attraction and Retention Grants)」である。

「WTC 雇用創出・維持プログラム」

「WTC 雇用創出・維持プログラム」では、少なくとも 1 カ月の間職場を使用できない状態にある事業者や、新規雇用を創出しようとする事業者に対して助成金、低利ローン、ローン保証を提供している。対象となる事業者は、200 人以上の従業員を抱えており、テロ発生時にロアー・マンハッタンに拠点を置いていた事業者又は同エリアで新たな事業を開始し

ようとする事業者である。支援を受けた事業者は最低 7 年間は NYC で事業を行わなければならない。「WTC 雇用創出・維持プログラム」では、8 万の雇用を維持・創出するとともに、支援を受けた者から間接的に影響を受けた者を含め、17 万 5,000 の事業に対してポジティブな影響を与えると見込んでいる。

「中小企業誘致・維持助成金」

ESD/EDC では、ロアー・マンハッタンにおける中小企業の誘致・維持に対する支援として助成金を提供しているが、以下のような条件を設定している。

- (ロアー・マンハッタンにおける) 既存のリースが 2004 年 9 月 11 日までに満了すること
- 新たにリース契約を行なうか、既存のリースを再契約するなどして最低 5 年間のコミットメントが必要
- リース契約を行なった後、最低 10 人から 200 人以内の従業員を雇用
- 新規雇用社員 1 人につき合計 3,500 ドルの助成金提供 (支援の承認の際に 1,750 ドル、その後 18 カ月経過した時点で残りの 1,750 ドルを支給)¹²

「中小企業誘致・維持助成金」では、5 万 2,000 の雇用を維持・創出するとともに、支援を受けた者から間接的に影響を受けた者を含め、8 万 5,000 の事業に対してポジティブな影響を与えると見込んでいる。

4.1.3.4 ビジネス情報の提供

テロ被害の復旧が進められて行く中、連邦政府の特別な歳出などによる支援プログラムにはどのようなものがあり、どのようにして利用することができるのか、ということを一様に周知することが非常に大きな意味を持つようになっている。このような状況を踏まえ ESD/EDC は、プログラムの認知、効果、参加を高めるために、プログラムのマーケティング費用として 500 万ドルを確保している。

4.1.3.5 インフラストラクチャの再構築

ここまで述べてきた 4 つの支援プログラムが、短期的に NYC の経済を活性化させることに焦点を置いている一方、より長期的な NYC の復旧活動として、LMDC は運輸・通信などのイン

¹² 「Restricted Zone」(前出)の中小企業については、合計 5,000 ドル(2,500 ドル×2 回)が支給される。

フラストラクチャの再構築に取り組んでいる。特に、FEMA からの支援の対象に含まれないインフラストラクチャの初期計画やデザインを対象として、2,500 万ドルが提供される。

4.1.3.6 運営管理

ニューヨーク州政府と NYC のみならず、連邦政府、民間団体、非営利団体など、NYC 復旧に取り組む参加者間のコーディネーションは、1 日も早くテロの被害から回復するために非常に重要である。パタキ州知事とルドルフ・ジュリアーニ (Rudolph Giuliani) ニューヨーク市前市長による LMDC の創設は、このような要求に応えるものといえる。住宅・都市開発省は、歳出額の 7 億ドルのうち、最高 10% (7,000 万ドル) までを再開発計画と運営管理費用として充当することを認めていたが、「アクション・プラン」では、2,500 万ドルを計画に、1,400 万ドルを管理に割当てている。

このようにニューヨーク州政府におけるテロ被害支援の取組みは、州政府が設置した ESD と NYC が設置した EDC、そして両者による LMDC のパートナーシップにより推進されている。中小企業を含む、事業者支援プログラムの他に、ニューヨーク州政府ではテロの被害者やその家族などの個人に対しても、ニューヨーク州 WTC 救済基金 (New York State World Trade Center Relief Fund) を通じた寄付金の収集などにより幅広く支援を行なっている。

4.2 ニューヨーク州労働局による雇用対策

ニューヨーク州労働局 (Department of Labor) では、他の州・連邦政府機関、NYC の政府機関と協力しながら、9/11 テロの被害を受けた事業者に対して、雇用に関する支援を行なっている。NY 州労働局からの支援には、テロの被害による失業者個人への支援 (トレーニング、失業保険の即時承認など) があるが、特に事業者に対しては、「労働シェア・プログラム (Shared Work Program)」と呼ばれる支援プログラムを提供している。同プログラムは、5 人以上の従業員を抱える事業者が、雇用者への 1 週間の労働時間もしくは賃金を削減した場合でも、その削減分 (20 ~ 60%) が失業保険から手当てされるというものである。このような方法により、事業者が従業員を解雇することを防ぐことができる。また他にも解雇対策として「解雇回避助成 (Layoff Aversion Grant)」プログラムがあり、従業員のトレーニングやスキルアップに対して助成金が提供される。



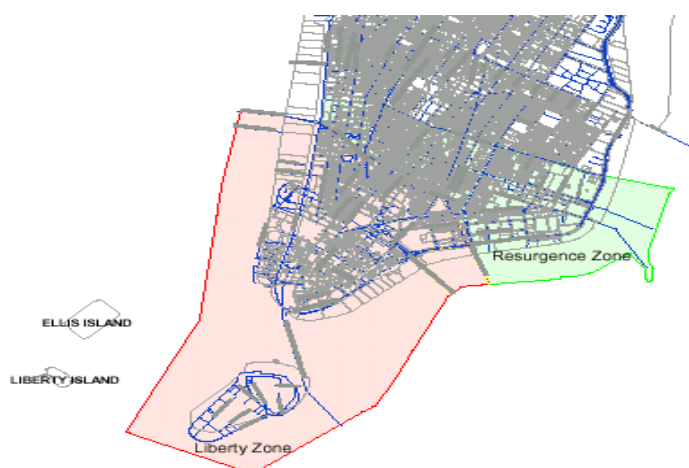
4.3 NY パワー・オーソリティによる電力供給

ニューヨーク州が所有する電力公社、NY パワー・オーソリティ（NYPA: New York Power Authority）では、「WTC 経済回復パワー・プログラム（World Trade Center Economic Recovery Power Program）」を運営している。同プログラムは、テロ以前に WTC のテナントに供給されていた電力を、最大 80 メガワットまで再配分するという法律の一環として、ロアー・マンハッタンに事業者に割引価格の電力を提供するというものである。同プログラムへの参加資格を持つ事業者は、3 年間、標準的な電力レートより約 25% 低コストの電力供給を受けることができる。プログラムへの参加資格は、ヒューストン・ストリート以南に拠点を構える事業者のうち（図表 11 参照）ピーク時の最低需要電力が 20 キロワット以上の事業者となっている。さらに、最高 80 メガワットの電力は、以下のような優先順位に基づいて配分される。



優先順位	WTC ビル 1、2、4、5、6 のテナント及びテロによりオフィスを破壊された事業者のうち、リバティ・ゾーンかリサージェンス（復活）・ゾーンにオフィスを再び設置したもの
優先順位	WTC ビル 1、2、4、5、6 のテナント及びテロによりオフィスを破壊された事業者のうち、ロアー・マンハッタン外にオフィスを再び設置した事業者
優先順位	ヒューストン・ストリート以南のオフィスを構えていた（又は構える予定の）事業者で、同ストリート以南で雇用を維持もしくは創出する事業者

図表 11 リバティ・ゾーンとリサージェンス・ゾーン



出典： NY パワー・オーソリティの資料を抜粋

第5章 ニューヨーク・シティにおける中小企業の支援対策

NYCでは、第4章でふれた経済開発公社(EDC)が中心となり、9/11テロにより被害を受けた中小企業の支援を行なっている。特にニューヨーク州のエンパイア・ステート開発公社(ESD)及びEDCとESDのパートナーシップであるロアー・マンハッタン開発公社(LMDC)を通じてNYC全体の経済復旧活動を行なっている。この項では、ESDとLMDCとの共同支援以外で、NYCが中小企業へ提供している財政支援プログラム、「NYCロアー・マンハッタン・ビジネス維持助成プログラム」を紹介する。

5.1 「NYCロアー・マンハッタン・ビジネス維持助成プログラム」

NYCでは、ロアー・マンハッタン地域に拠点を置く小売業以外の事業者を対象に「NYCロアー・マンハッタン・ビジネス維持助成プログラム(New York City Lower Manhattan Business Retention Grant Program)」を通じて総額500万ドルの助成金を提供している。同プログラムは以下のような2つの目的を持っている。



- 事業者がロアー・マンハッタンにおけるビジネスを再構築することができる、もしくはNYCの5つの行政区¹³のどこかに事業を維持できるように支援を行なうこと
- 事業者がビジネス回復のために負担しなければならない財政負担を軽減すること

「NYCロアー・マンハッタン・ビジネス維持助成プログラム」の対象は、プロフェッショナル・サービス、製造、流通、その他非小売業者で、企業規模は50人以下である。特にWTCに近接する事業者は、1万ドルの助成金を得ることができる。一方、WTCの直接的な被害地からは離れるが、ヒューストン・ストリート(Houston Street)以南に拠点を置く事業者には、最高で1万ドルが提供される。後者の場合、まずSBAの災害ローン・プログラムか、ニューヨーク州が提供する「ブリッジ・ローン・プログラム」に申請しなければならない。SBAのローンを受けると、ローンの申請が完了した段階で初回助成金(Initial Grant)としてローン要求額の15%(2,500ドルを超えない範囲)が支給される。そして最終助成金(Final Grant)として、ローンが承認され支払われる段階でローン承認額(最高で5万ドル)の15%が支払われる。5万ドルを超えるローンについては、初回助成金額を超えない範囲で5%が支払われる。

¹³ ブロンクス、ブルックリン、マンハッタン、クイーンズ、スタテン島の5つ。

第6章 民間その他の団体における中小企業支援プログラム

この章では、連邦政府やニューヨーク州、NYC 以外で、9/11 テロにより被害を受けた中小企業を支援する主要な民間団体や非営利団体、及び政府機関を含む複数の団体によるパートナーシップによる取組みを概観する。支援の内容は主として、(1) ローンや助成金提供といった財政支援、(2) 経営及び財務・法務に関する支援、(3) オフィス・スペースやオフィス・サプライなどの寄付又は特別価格による提供などに大別される。

6.1 財政支援プログラム

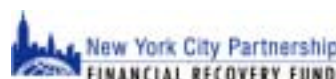
この項では、主としてローンや助成金などの財政支援を行なう団体及びパートナーシップを取上げる。支援の形態としては大きく長期的なものと低利ローンに分類される。

6.1.1 長期的な財政支援プログラム

この項では、長期的な財政支援を提供する団体として、NYC パートナーシップと Seedco を紹介する。

6.1.1.1 NYC パートナーシップ

NYC パートナーシップ (New York City Partnership) は、「財政回復ファンド (Financial Recovery Fund)」を通じ、9/11 テロにより被害を受けた中小企業が当座の事業復旧を行なえるように助成金を提供している¹⁴。「財政回復ファンド」では、以下のような条件を満たす中小企業に対して 2 万 5,000 ドルから最高 25 万ドルまでの助成金 (返済義務あり) を提供している。



- チャンバース・ストリート (Chambers Street) 以南に拠点を構えている
- 9 月 11 日以前に 6 カ月以上ビジネスを行なっている
- 3 ~ 100 人の従業員を抱えている (小売業者とレストランの場合、50 ~ 100 人の従業員を

¹⁴ NYC パートナーシップは、NYC に拠点を構える事業者に影響を与える法規制のアドボカシー活動を行なう団体で、現在 200 人の会員を抱えている。NYC パートナーシップと商工会議所 (Chamber of Commerce) は 1996 年、「NYC 投資ファンド (New York City Investment Fund)」を設立し、マイノリティや非営利団体に支援を行なう「Civil Capital Corporation」と、スタートアップ企業に対する「New York Small Business Venture Fund」を運営している。

抱えていなければならない)

これらの条件を満たす中小企業が受取る助成金は、無利子・無担保であるが、9月11日以前の負債には適用できない。助成を受けた中小企業は、移転費用、オフィス・サプライ（コンピュータ、家具など）、健康保険や法務費用などに充当することができる。また同ファンドでは、ビジネス・メンターの派遣などの支援も行なっている。

この他にも NYC パートナシップでは、2001年11月、「Working Together to Accelerate New York's Recovery: Economic Impact Analysis of the September 11th Attack on New York City」¹⁵と題する、テロ攻撃による NYC 経済への影響に関する報告書を発表している。また2002年5月22日には、14の会員企業(American International Group、Bank of New York、Bear Stearns、Citigroup、Goldman Sachs、HSBC USA、J.P. Morgan Chase、Lehman Brothers、Merrill Lynch、Morgan Stanley、Shearman & Sterling、The Depository Trust and Clearing Corporation、Verizon、Wachtell, Lipton, Rosen & Katz)の連名で、ブッシュ大統領に対し、将来起こる可能性のある戦争に対して、雇用者の補償を行なう法律を制定するように要求している。

6.1.1.2 Seedco

大学や病院などコミュニティをベースとした団体へ財政・経営支援を行なう Seedco¹⁶では、ローアーマンハッタンの中小企業を対象として「ローアーマンハッタン食料雑貨店イニシアチブ(Lower Manhattan Small Grocers Initiative)」と「ローアーマンハッタン中小企業・人材維持プロジェクト(Lower Manhattan Small Business and Workforce Retention Project)」を通じてテロ復旧の資金を提供している。Seedcoのウィリアム・グリンカー(William Grinker)代表は、「ピザ・パーラーやデリカテッセンなど、本当に小さな事業者(マイクロビジネス)の存在が、ニューヨークをニューヨークたるものにしており、我々は出来る限りの支援を行なう」と述べている。



「ローアーマンハッタン食料雑貨店イニシアチブ」

ローアーマンハッタンのデリカテッセン、新聞雑誌類売店、ホット・ドッグやピザなどの露天商、その他の雑貨店などを対象として、ペプシコ財団(PepsiCo Foundation)からの150

¹⁵ <http://www.nycp.org/impactstudy/EconImpactStudy.pdf>を参照。

¹⁶ Seedcoは1986年に設立された非営利団体で、地元の大学や病院などに財政・経営面の支援を行なうことにより、コミュニティ開発を行なうことを目的としている。経営支援はSeedcoの付属機関であるNonprofit Assistance Corporation(N-PAC)が行なっている。

万ドルの助成金を含む、総額 300 万のローン・助成金を提供している。助成要件は、(1) ヒューストン・ストリート (Houston Street) 以南に拠点を置いていること、(2) 従業員は 50 人以下、(3) 9/11 テロにより大きな被害を被ったこと、(4) 従業員の解雇に瀕しているもの、(5) 9月 11 日以前の財務能力の証明をすること、となっている。

「ロアー・マンハッタン中小企業人材維持プロジェクト」

カナル・ストリート (Canal Street) 以南の小売業者、製造業者 (従業員は 50 人以下) を対象にした財政支援プロジェクトで、NY ダウンタウン振興組合 (Alliance for Downtown New York)¹⁷、アジア系アメリカ人の平等とヘンリー・ストリート・セトルメント (Asian Americans for Equality and Henry Street Settlement)¹⁸、そして Seedco の 3 者が運営している。提供される支援には、(1) 最高 10 万ドルのローンと最高 2 万 5,000 ドルの助成金の提供、(2) 財務や法務に関する無料カウンセリングの実施、(3) 最高 3 カ月間、一部の従業員の賃金の 50% までを負担、などの支援が含まれる。

この他にも Seedco では 9/11 テロにより被害を受けた非営利団体を対象に、「非営利団体のための緊急ローン (Emergency Loan Fund for Nonprofits)」を提供している。また 2002 年 5 月 22 日には、テロの被害を受けた中小企業を支援するためのガイドブック、「September 11 Small Business Resource Guide」¹⁹を作成している。

6.1.2 低利ローン

この項では、低利ローンを提供する団体として、ACCION、地域経済開発公社、ルネッサンス経済開発公社、ワシントンハイツ・インウッド開発公社、ロアー・イーストサイド・ピープルズ連邦信用組合を紹介する。

6.1.2.1 ACCION

ACCION ニューヨーク²⁰では、9/11 テロにより被害を受けたロアー・マンハッタンの事業者の中でも、SBA や銀行などから支援を得るのが困難な零細



¹⁷ ロアー・マンハッタンのビジネス改善地域。

¹⁸ アジア人、移民、マイノリティ、低所得者を支援するコミュニティ開発団体。

¹⁹ http://www.seedco.org/about/news/0426_Guide_Final.pdfを参照。

²⁰ ACCION New York は、1991 年に設立された非営利団体で、零細企業に対するローンやトレーニングの提供を行っている。本部である ACCION International は 1961 年に設立されており、米国ではニューヨークをはじめ、シカゴ、ニューメキシコ、テキサス、アトランタに支部を持つ。

企業に対する財政支援プログラム、「アメリカン・ドリーム・ファンド (American Dream Fund)」を運営している。同ファンドは、スローン財団 (Sloan Foundation)²¹、チャールズ・スチュアート・モット財団 (Charles Stuart Mott Foundation)²²、Johnson & Johnson、JP Morgan などからの寄付金により運営されている。ACCION では、同ファンドのために合計 250 万ドルを収集することを目的に掲げており、2002 年 1 月 22 日現在、56 の零細企業に対し合計 65 万 6,000 ドルのローンを提供している。資金提供を受けた企業は、食料品店からアート・ギャラリー、ネイル・サロン (爪のマニキュア) など幅広い。ACCION によれば、同ファンドの提供を受けた企業の 90% はマイノリティか女性が経営している。

同ファンドを得るためには、14 丁目以南にオフィスを設置しているか、もしくは全ての顧客や契約者のうち最低 50% が同地域内にオフィスを設置していることを証明しなければならない。ローンは最高で 5 年間、3 万ドルが支給され、更に同ファンドのパートナーである国際的なキリスト教慈善団体、ワールドビジョン (World Vision) から、ローン支給額の 10% の助成金がローン受給者に提供される。

この他 ACCION では、「エグゼクティブ・カーとリムジン・ドライバー向け NY 災害支援ローン (New York Disaster Assistance Loans for Executive Car & Limo Drivers)」を提供している²³。

6.1.2.2 地域経済開発支援公社

ブルックリン経済開発公社 (BEDC: Brooklyn Economic Development Corporation)²⁴ が運営する地域経済開発公社 (REDAC: Regional Economic Development Assistance Corporation) では、機器・設備、不動産獲得、事業資本金への支援として 5,000 ドルから 5 万ドルの範囲で、「NYC 中小企業ミニローン・プログラム (Mini-Loan Program for Small Businesses in New York City)」を運営している。ローン取得要件は NYC を拠点とした中小企業及びスタートアップ企業のうち、製造業、小売、サービス業者などで、年間売上げが 200 万ドル以下のものである。ローン期間は 5~7 年で、利率はウォール・ストリート・ジャーナル誌に掲載されたプライム・レートに基づいて設定されるほか、状況に応じて担保も設定される。



²¹ 1937~46 年までジェネラル・モーターズ (GM) の CEO を務めたアルフレッド・スローン (Alfred P. Sloan) 氏が 1934 年に設立した非営利の慈善財団。

²² チャールズ・スチュアート・モット (Charles Stewart Mott) 氏が 1926 年に設立した財団。同氏は、ジェネラル・モーターズ (GM) のパイオニアの 1 人である。

²³ 2002 年 4 月 5 日に終了。

²⁴ BEDC は地域のビジネス開発を目的とし 1979 年に設立された。設立以来、2 万以上もの事業主に対するトレーニング、経営支援、カウンセリングを行なっている。

6.1.2.3 ルネッサンス経済開発公社

ルネッサンス経済開発公社(REDC: Renaissance Economic Development Corporation)²⁵は、9/11 テロに関連した中小企業向け支援として、以下のような財政支援を行なっている。



「9/11 緊急ローン・ファンド」

最高3年間、3万ドル(利率は2%)のローンを提供する。ローンを希望するものは、25人以下の従業員を抱え、14丁目以南にオフィスを設置しているか、顧客や契約者のうち最低50%が同地域内にオフィスを設置していることを証明しなければならない。更に衣料工場では50人以下の従業員を抱えるものが、また、旅行会社では年間売上げが100万ドル以下のものが対象となっている。

「緊急ローン・ファンド(制約なし)」

ヒューストン・ストリート以南に拠点を構える中小企業及びスタートアップ企業が対象で、最高1万5,000ドル(利率は4~6%)が提供される。

「リムジン・ドライバーズ」

顧客の多くをヒューストン・ストリート以南に抱えるNYCのリムジン・ドライバーを対象として、最高5,000ドル(利率は5%)を提供する。

「衣料工場」

ヒューストン・ストリート以南に設置された衣料工場を対象として最高3万ドル(利率は5%)を提供する。

6.1.2.4 ワシントンハイツ・インウッド開発公社

NYCのワシントンハイツ(Washington Heights)とインウッド(Inwood)地域の経済開発を行なう、ワシントンハイツ・インウッド開発公社(WHIDC: Washington Heights and Inwood Development Corporation)は、9/11テロにより直接・間接に被害を受けた事業者に対して最高5万ドルのローンを提供している。ローン希望者は、ワシントンハイツ、インウッドもしくはハーレムにオフィスを構えている必要がある。WHIDCでは担保を要求しておらず、利率は5年

²⁵ REDCは、NYCにおける低所得者、マイノリティ、女性、移民の起業家に対する財政及び経営支援を行なう非営利団体で、1997年に設立された。

間、9.5%となっている。

6.1.2.5 ロアー・イーストサイド・ピープルズ連邦信用組合

ロアー・イーストサイド・ピープルズ連邦信用組合 (LESPFCU: Lower East Side People's Federal Credit Union) では、零細・中小企業を対象に財政支援を行なっている。LESPFCU の運営する「マイクロエンタープライズ・プログラム (Micro-enterprise Program)」は、零細企業を対象に、500 ドルから 1 万ドルまでのローンに加え、セミナーや個別の経営支援を提供している。また「中小企業ローン・プログラム (Small Business Loan Program)」では、ビジネス資産の合計が 25 万ドル以下の中小企業に対して、1 万ドルから 2 万 5,000 ドルのローンを提供している。ローンは事業資金や固定資産の取得などに利用することができる。



6.1.3 民間金融機関による中小企業支援プログラム

この項では、9/11 テロの被害を受けた中小企業を支援する民間金融機関として、フリート銀行、HSBC 銀行、ニューヨーク銀行を取り上げる。

6.1.3.1 フリート銀行

フリート銀行 (Fleet Bank) は 2001 年 9 月 24 日に、9/11 テロの復旧支援として合計 1 億 5,000 万ドルの「緊急ローン・ファンド (Emergency Loan Fund)」を提供すると発表した。ローンの受給資格者は、14 丁目以南に拠点を構える事業者で、1 万ドルから 500 万ドルの範囲でローンを受けることができる。「緊急ローン・ファンド」のメリットとしては、(1) 一般のプライム・レートよりも低い利率、(2) ローン申請から受取りまで 2~5 日しかかからない、(3) 申請料免除、(4) 最初の 12 カ月は利子の支払いだけでよい、(5) 電話、オンライン及びフリート銀行のどの支店でも申請可能、などが挙げられる。



6.1.3.2 HSBC 銀行

HSBC 銀行 (HSBC Bank) では、NY 州でビジネスを行なう全ての事業者に対して、合計 2 億ドルのローンが提供される。但し NYC 外の事業者は、テロによりどのような被害を受けたかを説明する文書を提出しなければならない。個々のローンは最高 200 万ドルで、利率は 6~6.75%となっている。



6.1.3.3 ニューヨーク銀行中小企業回復センター支援パッケージ


ニューヨーク銀行 (Bank of New York) は 2001 年 10 月 24 日、「リビルド・ニューヨーク・ビジネス (Rebuild New York Business)」プログラムを発表した。同プログラムは最高 3 年、合計 10 万ドルのローンを提供するもので、プライム・レート以下の利率で、最初の 12 カ月は利子の支払いだけでよいといった利点がある。更にニューヨーク銀行では、NYC に中小企業復興センター (Small Business Recovery Center) を設置しており、中小企業担当の銀行員が資金調達やその他の情報提供のために常駐している。



6.2 経営支援プログラム

9/11 の被害を受けた事業者に対する支援としては、これまでみてきた財政支援ばかりではなく、財務や法務に関するコンサルティングや、ビジネス・プランの策定、マーケティング戦略の策定など、経営に関する技術的なアドバイスがある。この項では、ReSTART Central、ビジネス・アウトリーチ・センター・ネットワーク、ニューヨーク・ロースクールを取上げ、その活動内容を紹介する。

6.2.1 ReSTART Central

ReSTART Central は、9/11 テロにより被害を受けたビジネス  に対する支援を行なう目的で、ニューヨーク州のエンパイア・ステート開発公社（ESD）と NYC の経済開発公社（EDC）、そして NYC パートナーシップが共同で設立した団体である。ReSTART Central では、幅広く寄付金を収集する一方、技術支援をはじめ以下のような分野で、無料もしくは特別価格のサービスを提供している。

技術支援

企業や個人から寄付された古いデスクトップ・コンピューターやラップトップを無料で提供している。この他、「Technology Coach」と呼ばれるプログラムでは、専門知識・技術を持つボランティアが1~2時間電話で無料コンサルティングを行なっている。この無料コンサルティングでは、コンピュータや通信システムのセッティング、デザイン、取り替えなどに関する質問を行なうことができる。また、ReSTART Central が特別割引などの提携をしている IT 企業²⁶から割引されたサービスを受けることもできる。

IT 支援

Intel は、NYC 地域で自社のアーキテクチャ・ハードウェアやソフトウェアを扱うソリューション・プロバイダーや、Microsoft の認証パートナー（Certified Partner）のリストを作成している。このリストに掲載されているサプライヤーや再販者は、9/11 テロの被害を受けた事業者に対して特別価格などを設定している²⁷。

²⁶ Gateway、HP、Compaq、IBM、Siemens、212 Conferencing、東芝、Intel、INTER-TEL、Call Sciences、Cisco Systems、Nortel Networks、Intuit など。

²⁷ なお ReSTART Central では、特定のサプライヤーや再販者を奨励しているわけではない。

家具、オフィス・サプライ支援

企業や個人から寄付された新品、中古の家具（机、椅子、ファイル・キャビネットなど）やオフィス・サプライ（ファックス、コピー機など）を無料で提供している。このような寄付には、AT&T（無料通話）、Keyspan（コピー機寄付）、IKEA（机寄付）、STAPLES（ギフトカード寄付、割引クーポン）、Plantronics（電話のヘッドセット寄付）、ブルックリン商工会議所（中古オフィス・サプライ寄付）、Long Island Business Drives（オフィス・サプライ寄付）などが含まれる。

オフィス関連サービス

テロの被害によりオフィスに物理的な被害を受けた事業者に対して、全米建築家協会（American Institute of Architects）の専門建築家がアドバイスやコンサルティングを行なっている。具体的な内容としては、建築技術や事務手続きに関するアドバイス、リース契約などに関するコンサルティング、環境アセスメント、輸送・倉庫保管サービスなどが含まれる。

プロフェッショナル・サービス

人材、広報、総務・ビジネス戦略、会計の4つの分野において、無料又は割引価格のサービスを提供している。これらの分野における支援としては、人材の採用、社員トレーニング、マーケティング戦略策定、メディア・リレーション、SBA ローン申請のサポート、NYC 弁護士協会（Association of the Bar of the City of New York）によるカウンセリングなどがある。

不動産支援

寄付により短期的に提供されているものから長期のものまで、幅広くオフィス・スペース確保のための支援を行なっている。このような不動産の支援を行なっている企業・団体には、Cushman-Wakefield（手数料なし）、NY 不動産評議会（Real Estate Board of New York）（「スペースバンク」²⁸の設置）、不動産諮問連合（Real Estate Advisory Coalition）（無料不動産相談）がある。

²⁸ NYCの不動産ブローカーの保有する不動産情報を編纂したデータベースで、新しいオフィス・スペースを探している事業者へマッチメイキングを行なうことができる。

6.2.2 ビジネス・アウトリーチ・センター・ネットワーク

ビジネス・アウトリーチ・センター・ネットワーク（BOCN: Business Outreach Center Network）²⁹は、NYCにおける中小・零細企業がビジネ



ス開発を行えるように、ビジネス・プランニング、マーケティング、マネージメント、ファイナンス、技術支援、低所得スタートアップ企業に対する助成金、法務、貿易支援、許認可情報の提供、政府調達支援などに関する無料支援を行なう団体である。ブルックリンに拠点を構えるほか、チャイナタウン、ハーレム、ハンツポイント、ジャクソンハイツ、サウス・ブルックリン、ステイテン島に支部を設置している。NYCという国際的・文化的に多様な地域に特化しているため、スペイン語、ロシア語、フランス語、中国語に熟達したスタッフにより運営されている。BOCNでは中小企業向けローン、「BOC Capital Corp. Small-Business Loan Fund」を通じて、最高で2万5,000ドルのローンを提供している。また財務管理・計画に関するワークショップ、「Crunch Program」を提供し、財務分析のトレーニングを行なっている。

6.2.3 ニューヨーク・ロースクール

1891年に設立された独立のロースクールである、ニューヨーク・ロースクール（New York Law School）は、9/11テロにより被害を受けたロアー・マンハッタン地域の中小企業に対し、法律に関する支援プロジェクト、「困窮し



た中小企業向けプロジェクト（Distressed Small Business Project）」を実施している。同プロジェクトでは、（1）会社設立サービス、（2）リースの再交渉、（3）長期のビジネス・プラン策定、（4）法務に関するアドバイスを提供している。これらに加え、被害を受けた中小企業が政府や非営利団体が提供している財務支援に関する情報にアクセスできるよう支援を行なっている。

²⁹ 最近ではNYCだけでなく、ニュージャージー州のニューアークにも活動範囲を広げている。

6.3 オフィス・スペース及びオフィス・サプライの提供

この項では、テロの被害により破壊された、又は損傷を受けたオフィス・スペースを提供（寄付、特別価格）するものや、事務家具や事務機器などのオフィス・サプライを提供する企業・団体として、ニューヨーク・ソフトウェア産業協会、ブルックリン商工会議所を紹介する。

6.3.1 NYソフトウェア産業協会

NYC でソフトウェア、IT、ウェブ開発などを行なう企業の業界団体であるニューヨーク・ソフトウェア産業協会（NYSIA: New York Software Industry Association）では、9/11 テロの被害によりオフィスが破壊された事業者に対し、オフィス・スペース及び事務機器・備品やサービスなどのオフィス・サプライを提供する事業者を募集している。一方で、テロの被害により、オフィス・スペース及びサプライを必要としている事業者は、NYSIA にその旨を登録することにより、ニーズに応じた支援を受けることができる。図表 13、14 はそれぞれ、NYSIA のウェブサイトに掲示された「オフィス・スペースを提供する企業のリスト」と「オフィス・サプライを提供する企業のリスト」である。



図表 12 オフィス・スペースを提供する企業のリスト

List of Companies with Offers of Office Space
Click on Company Name for more details: [See Supplies and Services offers](#)

Please try to work with the companies whose available space most closely matches your need. You can sort this list by Company Name, Location, # of People, or Cost structure by clicking on the appropriate column heading. Should you wish to edit what you have entered, please contact NYSIA at (212) 475-4503 and ask for a customer service representative. Contact [Maurice Pinzo](#) at NYSIA with any quality issues such as misrepresentation of goods or services offered or other conflicts with NYSIA's [Statement of Purpose](#).

Filter records Search text:

Company Name ↓	Member	Location	Max # People	Start Date	End Date	Cost
3PATH, INC.	N	Lower Man.	30	11/1/01	11/1/09	TBD/OK
AGLE INDUSTRIES	N	Lower Man.	15	09/18/01		Blw Mkt
ASN VOICE & DATA	N	Nassau	20	09/15/01	12/31/01	Free
ASSOCIATED BLIND	Y	Lower Man.	5	10/01/01	Open	Blw Mkt
ATTORNEY AT LAW	N	Midtown	250	Immediate	Long Term	Blw Mkt
BILL SMITH STUDIO	N	Midtown	50	10/17/01		Blw Mkt

出典：http://www.nysia.org/eba/eba_space_list_summary.cfm?cType=Offer

図表 13 オフィス・サプライを提供する企業のリスト

List of Companies with Offers of Supplies and Services
 Click on Company Name for more details [See Office Space offers](#)

You can sort this list by Company Name or Cost structure by clicking on the appropriate column heading. Should you wish to edit what you have entered, please contact NYSIA at (212) 475-4503 and ask for a customer service representative. Contact [Maurice Pinzon](#) at NYSIA with any quality issues such as misrepresentation of goods or services offered or other conflicts with NYSIA's [Statement of Purpose](#).

Filter records Search text:

Company Name ↑	Member	Cost	Supplies	Services
AGL SYSTEMS	N	Free	↓	↓
A FRERIC CONSULTING CORP.	N	Slw Mkt		↓
AIRDAC, INC.	N	TBD/DC	↓	↓
ACCESS COMPUTER SYSTEMS, INC.	Y	Slw Mkt		↓
ACUMEN SERVICES	Y	Free		↓
ADVANCED TECHNOLOGIES RESEARCH GROUP	N	Free		
AGILE INDUSTRIES	N	Slw Mkt	↓	

出典：http://www.nysia.org/eba/eba_suppserv_list_summary.cfm?cType=Offer

募集しているオフィス・サプライには、家具、ソフトウェア、電話、ファックスなどがある。また NYSIA ではオフィス・スペースやサプライの他にも、会計、法務、保険、データ復旧、ネットワーク、オフィス管理、ウェブ開発、ソフトウェアのカスタマイズなどのサービス提供者を募集している。

6.3.2 ブルックリン商工会議所

NYC のブルックリンにおけるビジネスの育成と経済開発を推進する、民間の会員制非営利団体であるブルックリン商工会議所 (Brooklyn Chamber of Commerce) では、9/11 テロの被害を受けた事業者に対して以下の 3 つの支援を行っている。



「Space Bank」

ブルックリン商工会議所では、オフィスを破壊されたロアー・マンハッタンの事業者に対して、ブルックリンをはじめとする地域で商用オフィス・スペース 100 万平方フィートを確保している。

図表 14 「Space Bank」のサイト

Space Bank List (Updated October 20)

Address	Community	sq ft	Median rent/mo	Year Built	Unit Type	Public Transit	Residential #	Contact	Phone
440th Street Or	Flat Green	400,000	1000	19 1967	Flats	C	200	Chris Horvath	415-222-0000
100 Longfellow St-Or	Brooklyn-Or	270,000	1000	14 1960	5-yr	Good BRT	100-150	Chris Sokolowski	718-778-1100
100th St	Brooklyn-Or	200,000	800	6-10 1960	7-yr	10-15 min	200	Chris Sokolowski	718-778-1100
100 Parkside St-Or	Brooklyn-Or	200,000	1000	1960	Flats	10-15 min	200	Chris Sokolowski	415-222-0000
Adams Center	Brooklyn-Or	100,000	1000	1960	Flats	10-15 min	100	James Quinn	718-778-1100
440th St-Or	Sunset Park	100,000	1000	1960	Flats	15-20 min	100	Chris Sokolowski	415-222-0000
100 Pacific St-Or	Project Height	100,000	800	20-25 1960	7-yr	10-15 min	100	Chris Sokolowski	415-222-0000
100 Pacific St-Or	Project Height	100,000	800	20-25 1960	7-yr	10-15 min	100	Chris Sokolowski	415-222-0000

出典：<http://www.ibrooklyn.com/2000/spacebankns.htm>

「Furniture Bank」

2001年9月17日から2002年3月1日まで、家具やオフィス・サプライの寄付を募集する「Furniture Bank」を運営し、テロの被害を受けた事業者提供している。対象となる事業者は、従業員100人以下の中小企業となっている。

「Skills Bank」

事業者に対して技術的な支援を提供することを望むボランティアをオンラインで登録する「Skills Bank」を運営している。同プログラムは、ウェブ作成から法務処理、コンピュータ・プログラムまで幅広く技術的な支援を提供するもので、商工会議所のスタッフは会員とボランティアのニーズのマッチメイキングを行なっている。

ブルックリン商工会議所のケネス・アダムス (Kenneth Adams) 代表は、「ブルックリン商工会議所はNYCの経済的回復を促進するため出来る限りのことをするつもりだ」と述べている。

6.4 その他のサービス提供団体

6.4.1 CRAIN'S New York Business

NYC における包括的なビジネス関連情報を提供する CRAIN'S New York Business (www.craainsny.com) では、カナル・ストリート以南にオフィスを構えている中小企業が、CRAIN'S の「Rebuilding NY」のセクションに企業情報を掲載できるサービスを提供している。企業情報の公開を希望する中小企業は、図 15 にみるような登録画面で情報を記入する。同サイトではこのような方法で企業名を一般に周知することにより、サイトの閲覧者から何らかの支援を得ることを狙っている。



図表 15 CRAIN'S での中小企業情報の登録サイト

RESOURCES	COMPANY RESEARCH	ARCHIVES	EVENTS	DEPARTMENTS	SUBSCRIBE
Home					
BUSINESS LISTS					
MARKET FACTS					
SOUL INFLUENCER					
SEARCH					
Restaurant Reviews					
Commercial Space					
Classifieds					
Contact Crain's					
Advertise In Crain's					
Real Estate					
Rebuilding New York					
Wall Street					
Opinion					
Politics					
Health Care					
Small Biz					
Hospitality					
Who's In in City Hall					
Business Resources					
Careers and Moves					
Technology/New Media					
The People					
Gadgets & Gizmos					

Small Business Links

I would like www.craainsny.com to include my company.

**To be eligible, your small business must reside south of Canal Street in Manhattan.

Your name:

Email address:

Business name:

Address:

City:

State: Zip:

Telephone #:

Website URL:

Number of employees:

Industry:

CRAIN'S
Be Informed

NEWMARK
Exclusive listings
Market reports
Online

出典：<http://www.craainsny.com/page.cms?pageId=363>